

上越市議会五十年史

発刊あいさつ

上越市議会議長 飯塚義隆



令和3年、上越市は誕生から50年の節目の年を迎えました。これを機に、50年という長い歴史を歩み、今日の上越市の礎を築いた先人たちへの感謝の想いを表し、今後の飛躍を胸に誓うため、50周年記念誌を発行いたしました。

遡れば、昭和30年代——日本国内は高度経済成長期に入り、さまざまな産業が著しい成長を遂げ、同時にまちの開発が進められていました。県内では新潟市を

中心に、巨大港湾の整備や大学の学部集約など、大規模インフラの整備が相次ぎ、上越地域においても地域の拠点性を高めようという機運が高まりました。このような時代背景のもと、昭和46年に高田市と直江津市が合併し、「上越市」が誕生しました。

その後、時代は昭和から平成へ移り、人々の活動範囲は交通基盤の整備などにより広がってきました。上越市においても、近隣町村から多くの住民が通勤・通学、日用品の買い回りなどで上越市を訪れることが増え、上越地域は一体的な生活圏となってきました。

一方、国は地域における行政運営の主導を国から市町村に移すべく、地方への権限や財源の移譲を進めましたが、財政

状況の悪化もあり、権限の受け皿を強化する「平成の大合併」が全国で進められることとなりました。

上越地域においても高齢化社会が抱える課題等が顕在化し、主要産業である農業や建設業、製造業は新しい時代へ対応していくことを求められるなど、多くの町村はさらに厳しい運営となることが避けられない状況となりました。

このような状況を背景に、上越地域の14の市町村はそれまで積み上げてきたまちづくりの実績を踏まえつつ、新たなまちのビジョンを共有し合併することを選択しました。新たな上越市は、それぞれの個性を尊重しながら自主自立の精神に根差した行政運営を目指しスタートを切ったのです。

さて、我が国では憲法93条で、地方自治体の首長と地方議員を住民が直接選挙で選ぶ二元代表制をとるよう定められており、互いに抑制と均衡（チェック&バランス）を図りながら、ともに自治体を運営していくことが期待されています。

さらに近年では、社会・経済・地域の構造の変化により民意はますます多様化し、地方分権の進展に伴い自治体の権能も拡大しつづけており、私たち市議会の役割と責任は一層大きくなっています。

ふりかえると、上越市議会では議会基本条例や中山間地域振興基本条例など議員発議による条例制定や、核保有国の臨界前核実験への抗議、保倉川放水路の整備促進に関する決議、新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に関する意見書の提出など、多岐にわたる活動を行ってきました。

さらに、近年は、少子高齢化によりかつてない速度で人口減少が進んでおり、労働力の不足や消費の減退による地域経済の衰退・担い手不足のほか、行政サー

ビスや社会保障制度およびインフラ等の維持・更新の在り方など、市民生活や市政運営に大きな影響を及ぼす課題が数多く想定されています。また、令和元年10月、市内に大きな被害をもたらした台風19号や、令和3年の、1月としては35年ぶりの豪雪など、地球温暖化の進行に伴

いさまざまな気候変動のリスクが増加しており、これらへの備えも欠かせないものとなってきています。そして、令和2年以降、世界的に猛威を振るう新型コロナウイルスの感染症患者が国内および市内でも確認され、医療・経済を中心に、市民生活に深刻な影を落としています。

このような認識から、市議会は人口減少対策特別委員会や災害対策特別委員会および新型コロナウイルス調査対策特別委員会を立ち上げ、具体的な政策提言につなげるべく調査研究を進めるなど精力的に活動を続けています。

覧古考新——古代中国の漢書を語源とするこの言葉は、古いことを振り返ってから新しいことをよく考える、といった

意味を持ちます。本誌の編集にあたり、50年にわたる当議会の取組を振り返ることにより、諸先輩方の、人々の暮らしをより良くしたいと願う気持ちを強く感じ、今を任されている我々の責務の重大さに改めて身の引き締まる思いであります。

私たちを取り巻く環境は常に変わっていきますが、全ての市民が健やかに生き生きと暮らせるまちであってほしいという市議会の想いは変わりません。議員一同、これからも上越市民のより良い暮らしのため、全力を尽くして参ります。

令和4年3月

目次

歴代正副議長

まちづくり尽力した顔ぶれ

発刊あいさつ

上越市議会議長 飯塚義隆

市町村合併 〳そのとき議会はどうか〵…………… 1

高田・直江津両市合併から「平成の大合併」へ

議会から見た現在の課題を考える

「一体感の醸成」をどう図るか

コラム 子供達の減少と保育園、小学校の統合、再編…………… 16

議会はかわる 開かれた議会めざして…………… 17

開かれた議会めざして 〳上越市議会改革概括小史〵

議会活性化の取組 30年史その後

災害の脅威とその備えは…………… 35

中越沖地震

板倉区国川地内の地すべり

高病原性鳥インフルエンザ

令和3年豪雪

北陸新幹線開業へのあゆみ…………… 41

北陸新幹線開業へのあゆみ

北陸新幹線と並行在来線

上越妙高駅周辺のまちづくり

コラム 地域自治の要石 〳自治基本条例の制定〵…………… 50

市の発展に向けて	～新施設のオープン～	51
生物多様性を学ぶ	～水族博物館うみがたり～	
市民交流の促進を	～高田城址公園オーレンプラザ～	
体操のまち上越	～上越体操場ジムリーナ～	
観光対応型の雪中貯蔵施設	～ユキノハコ～	
コラム 『念ずれば通ず』	～県立謙信公武道館誘致の道程～	62
保倉川放水路の整備で水害抑制を	～	63
保倉川放水路整備に向けた歴史		
コラム 小木直江津航路の維持に向けて	～「あかね」就航から売却まで～	70
COVID-19	～新型コロナウイルスの脅威に対応を～	71
新型コロナウイルス発生から拡大までの経緯と現状		
新型コロナウイルス感染拡大に対する本市及び議会の対応		
コラム 高田開府四百年と高田城址公園	～	80
資料	～	81
市議会これまでの歩み		
全国市議会議長会長表彰	永年勤続	
委員会人事	正・副委員長変遷	
会派結成等の経過		
意見書、決議等		
議員選挙の調べ		
編集後記		

上越市議会五十年史

市町村合併

↳そのとき議会はどう動いたか↳

昭和46年の高田、直江津両市 合併から「平成の大合併」へ

今から50年以上前、高田、直江津両市の合併を主導したのは、当時の青年会議所の若手経営者らであった。彼らは合併協議会の設置を求める請願書を両市の市議会に提出するなど、精力的に合併運動を進めていた。こうした動きを受け、昭和46年4月、両市の対等合併により「上越市」が誕生し、5年後には両市の中間に位置する春日地区（木田）に新庁舎が建設されたのである。

その後34年を経て、国の財政悪化や行財政改革を受けたいわゆる「平成の大合併」として、日常生活圏と将来構想を共有する上越地域の13町村と当時の上越市は、平成17年1月1日に自主自立のまちづくりを指して合併し、人口約21万人、面積約973km²の広大な新上越市が誕生した。これは当時、全国最多の市町村による合併であった。

そして、令和4年1月には合併から早くも17年を迎えた。ここでは平成17年の14市町村合併の軌跡を振り返るとともに、合併後の課題について考察したい。



合併した14市町村

●合併に向けた市町村議会の動き

その経過と議論は

平成15年8月「法定合併協議会」設置

平成16年7月「合併協定書」調印

振り返ると、平成11年12月頃から、各市町村の議会では合併の枠組みに関わる議論が始まったように思う。

様々な合併の枠組みを想定し、継続的に、しかも精力的に協議が重ねられた。この間、市町村合併に関わる住民意向調査の実施をはじめ、住民フォーラムなどの説明会や勉強会、意見交換会などが繰り返し行われた。

また、各市町村の議会では、合併に関する特別委員会等が設置され、丁寧に議論が重ねられてきた。こうして、次第に合併の枠組みが絞られ、遂に現在の14市町村による枠組みへと収斂されたのであった。

その後、平成15年8月から14市町村の議会では「法定合併協議会」設置の議会議決が行われ、同年8月20日には「上越地域合併協議会」が設置された。

これに伴い、市町村長らとともに各市町村議会の議員も構成委員となり、法定合併協議会が設置され、平成15年10月7日の第1回から平成16年7月23日の第13回にわた

り、慎重に協議が続けられたのである。

法定合併協議会が大詰めを迎えた3～7月には、当時の柿崎町で「町民の意思確認を求める請願」、合併前の上越市や頸城村、吉川町、大潟町では「住民投票実施の請願」が提出されたが、いずれもそれぞれの議会では不採択となっている。そうした様々な経過を経て、7月23日の最後の法定合併協議会で正式に「合併協定書」の調印がなされ、その後の各市町村の議会でも合併関連議案が可決されるに至ったのであった。

その後、平成16年9月に新潟県議会で上越地域14市町村の廃置分合の提案が可決され、同年10月1日、県知事から合併の決定と総務大臣への届出がなされた。また、各市町村では相次いで閉町式、閉村式が開催され、翌年の平成17年1月1日、新しい上越市が正式に誕生したのである。



●議員定数は48人から32人へ
(定数特例は2回実施)

合併協議会の小委員会では、議員の身分にも関わる「議員の定数及び任期の取扱い」についても協議が重ねられた。

合併前の上越市の一部の議員からは「即、上越市に合せるべきでは」といった意見が出され、13町村の議員からは「できるだけ長く定数特例を」とのせめぎ合いがあった。そして平成16年6月28日の最後の小委員会において、市町村の合併の特例に関する法律に基づき、特例期間の議員定数を48人とすること、選挙区は町村の区域ごとに設けること、定数は各区1〜3人とすることが決定された。

この取り扱いはその後約7年4か月続き、そのための増員選挙も行われたが、合併後の平成19年、議会内に「議員定数に関する検討委員会」が設置され、慎重な検討が重ねられた結果、平成21年9月議会で議員定数条例が改正され、平成24年4月の市議会議員選挙から現在のような定数32人による全市一区の体制となったのである。

●「地域自治区」、「地域協議会」の設置

合併に至るまで、特別職の身分の取り扱い、新市建設計画の策定、各種事務事業の取り扱いなどについて、多くの協議が重ねられてきた。その中の大きな柱が、新しい自治体づくりへの挑戦、都市内分権としての「地域自治区」、「地域協議会」の設置であろう。上越市は合併を機に、新しい行政運営の仕組みとして旧町村単位の「地域自治区」を設置したのである。

この議論は合併の約2年前、平成14年12月の上越市議会の一般質問にまで遡る。「今回の合併を契機に、選挙で選ばれた地区住民が無給で行政にも参画する仕組みを新市の普遍的制度として創設してはどうか」との質問に、当時の木浦市長は「行政が担ってきたまちづくりに関する政策の立案や計画の策定などについても、住民の皆さんに可能な限り参画していただけるよう権限の委譲を進めたい」と答えている。

ただ、当初は、市町村長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項について意見を述べる「地域審議会」の議論が先行していた。その後、上越市議会でも都市内分権の議論が深まり、市では「基礎的自治体の

区域内における狭域の自治組織の制度化に関する要望書」を総務省に提出するに至った。

この議論は、「合併準備会」から「法定合併協議会」へと引き継がれ、上越市議会でも主に市町村合併対策特別委員会において活発に議論された。そして最終的に、現在の「地域協議会」という名称、委員の公募選制、地域自治組織を合併特例法に基づく「地域自治区」とすることが決定したのである。

また、13区の地域自治区の事務所は旧町村の役場とし、その名称も「○○区総合事務所」となったが、議会での議論などを経て、5年後には合併前の上越市にも15区の地域自治区が設置されることになった。合併前の上越市の地域自治区には、事務所として南部、北部、中部の3つのまちづくりセンターが設置され、それぞれ15区の地域自治区を分掌して現在に至っている。

【回想録】14市町村合併の当事者である

当時の議長の方々から

●上越市議会元議長 石平春彦氏

「新生上越市創造への希望を胸に」

全国最多の14市町村の合併協議に携わった市議会議長として、当時を振り返ってみたいと思います。

思えば、この合併協議は、新生上越市創造への高い理念と希望に燃えた取組でした。そのような大義がなければ、あの長く厳しい生みの苦しみを乗り越えることはできなかったでしょう。

「新生上越市創造」とは、合併を契機に今までに無かった新しい価値を備えた自治体を作り上げることであり、それは、人口や財政規模等のことよりもっと大切なこと、すなわち合併後の市民の真の意味での幸せ達成に繋げることでした。言い換えれば、住民や地域が自ら考え決定し実現することができる住民自治の制度的拡充を図ることでした。

その為に私は、合併協議前の市議会定例会において「合併方式は編入でも姿勢は対等・新設であるべき」こと、そして合併後

の住民自治・地域自治のあるべき姿として住民の選挙に基づく「都市内分権」の制度的創設を市長に提唱し、その後、議会内の取りまとめに奔走したのでした。

合併協議に際しては、市議会内の合併検討委員会等で延べ百回を超える会議を行って徹底した議論を積み重ねながら理事者側との調整を行いました。そして、それらを踏まえて14市町村の上越地域合併協議会で延べ60回に及ぶ活発で粘り強い議論を続けました。

そこでは、特に「編入する側」の上越市への周辺町村の眼差しや言動には極めて厳しいものがありました。周辺町村の為にもなるとの上記のような思いを胸に協議に臨んだのですが、立場の違いからの誤解も含めて13対1の構図はなかなか解けず、一人が針の筵に座らされたような状態が続きました。

何回かの会議が経過した中で「あなたに何がわかる」とまで言われたことから、私は意を決して胸の内を明かしました。

「今はこのような立場に置かれているが実は」と前置きしながら、最果ての地Ⅱ大島村に生まれ育った生い立ちや、今も親・兄弟がそこで暮らしていること等を述べ、

誰よりも農山村の厳しい現実と合併への切ない思いを理解しているつもりであること、上越市議会は、そのような周辺町村の現実や思いも汲みつつ、新たな住民自治・地域自治の価値を備えた新市の創造を目指して議論しており、合併後もお互いを尊重しながら、みんなで協力し合って築いて行けるものと確信している、と熱く訴えました。

幸いその後は厳しい眼差しや言動も消えて冷静で実のある協議となっていき、無事合併にこぎつけることができました。

これも偏に、関係の皆さんの建設的な未来志向と寛容互恵の精神、そして懸命な努力の賜物だったと、改めて感謝の気持ちでいっぱいです。

今、上越市は様々な課題を抱えながらも着実な歩みを進めています。全国有数の合併成功例として取り上げられ、都市内分権としての地域自治区制度等が根付いていることは、合併協議に携わった一人として大変うれしく思いますし更なる発展を心から願っています。



第1回上越地域合併協議会 平成15年10月7日 上越市厚生南会館



上越市議会合併検討委員会 平成15年11月20日

●旧安塚町元議長 日下部進氏

「大合併を顧みて」

当時政府は、遅々として進まない市町村合併を推進するため、合併市町村には新市建設に必要な財源として合併特例債を措置し、合併に応じない市町村には交付税を減額するなど、「アメとムチ」をもって強行とも思える手段で決断を迫っていた。

こうした政府の強い姿勢を受け、各市町村は重い腰を上げて動き出した。

旧安塚町は東頸城郡に属し、東頸の6町村は遠く郡政時代からの強い結び付きがあった。町村長を中心とした町村会を核として、連携を密にして町・村おこしに切磋琢磨していたが、そこに各町村の議長6人が加わり、合併問題の意見交換が進められることになった。そこには6町村による合併が念頭にあった。

しかし、会議が進むにつれ、各町村の考え方や財政事情、住民感情、地理、生活圏等、各々の違いが次第に明らかとなり、町村長の発言の端々にその苦悩を窺い知ることができた。

会議は回を重ねる度に動きが変わった。他地域からの働きかけは当然のようにあり、

結果として松代と松之山は川筋に沿った形で十日町圏の合併に加わるようになった。

こうした動きを受け、残る4町村での合併話も出たが、本格的に組上に乗ることはなかった。安塚町は今まで経験したことはない大きな問題に直面することになった。町の将来を皆で真剣に考え、取り組む必要が生じたのであった。

その安塚町は昭和30年、私が中学3年生のときに誕生した。

しかし、安塚町は自主財源に乏しく、交付税や補助金が頼りであった。固定資産の税収も少なく、基幹産業と位置付けられていた農業も米価の低迷、後継者不足と期待はできず、次第に過疎化、高齢化の波に直面するようになっていた。

一方で町おこしでは、当時の矢野町長を先頭に華々しく一世を風靡し、安塚町の名が広く知れ渡った時期でもあった。

そんな中、町議会では合併の特別委員会を立ち上げ、行政と共に地域住民、各種団体、各集落等と意見交換を行い、意志統一に心を砕いたが、慎重、急進、理想と論じ、正に意見百出だったが集約には至らなかった。

意見が出尽くした頃、突然町長が私を町

長室へと招き、「苦渋の決断をしなければ」と言った。「議長さん、覚悟を決めて上越市へ行こう」と断を下した。私も同感だった。

後は一瀉千里、13町村の中では最も早い態度決定であった。

14市町村の合併協議会は上越市との事業摺合せが膨大で、百回を超す会議を行ったと思う。私達の分科会、議会関係も大変であった。上越市議会の高姿勢が極まっていたように思われた。

協議会も最後となり、平成17年1月1日の合併を待つのみとなった時、木浦市長は挨拶で「合併は吸収でも、心は対等合併のつもりで市政に当たりたい」と言った。印象深く受け止め、今でも鮮明さを失わない言葉であった。

しかし合併後は、中心地は新しい箱物がいくつかでき、人の流れもそれに従っているようである。末端地域は「お取り潰し」ばかりが目立ち、落差は大きい。合併とはそんなものと思っはいたが、急激であった。

財政上、費用対効果が常であることも承知している。しかし、上越市は健全財政を堅持し、県下トップクラスの財政調整基金

を積み立てていることを複雑な思いで聞いている。

合併は間違いだったのではないか、合併しなかった町村も現存しているではないかなど、地域住民からの不満の声が耳に入る。当時のリーダーの一人として言い様のない責任と寂しさを感じ、自問自答している。

全国でも珍しい14市町村の合併。

政府の旗振りで私達は暗中模索に始まり、百家争鳴の会議を経て、万機公論に決したと自負する大事業を行った。

必ずや新上越市の発展に寄与するものと信じ、今後を見守っていききたい。

●旧大潟町元議長 村山尚祥氏

「大型合併して、今思うこと」

14自治体合併から17年を経て」

私たち旧町村民にとって、広大な14市町村合併は「身近な町」が大海に出るような選択を迫られた時であった。

平成16年夏、旧大潟町を除く他町村は既に「合併協定書」を承認していたが、大潟町議会では賛否同数で議決には至らず、議決期限は迫っていた。町長は期限ぎりぎり

の7月31日の土曜日に臨時議会を招集するも、賛否同数は変わらず、とうとうその日は流会＝未決（否決と同じ状況）となった。このままでは上越地域の大合併は一旦御破算となるため、大きく報道され、関係市町村をはじめ内外から注目される状況であった。

そして異例中の異例、翌日曜日に臨時議会が招集されることになった。当日は朝から報道関係者や他市町村からの傍聴者も庁舎にあふれる中、議員は参集した。

私は議長として、この状況下でいきなり議会を開会せず、議員全員でそれぞれ心底からの町を想う意見、大型合併の将来を長時間にわたって語り合い、結果として議長への「取扱い一任」を受けた。

私は町内外の情勢、議員各人の心情等を熟慮の上、本会議を開会した。

そして議事の進行を着々と進め、採決の結果、1票差の賛成議決となった（議長の私は会議規則により採決に参加できなかった）。ここに、今日の上越市が誕生したのである。真夏の熱い2日間であった。

あの日まで、連日にわたって内外からの注目、それぞれ重圧を受けていた中で、議員個々人は「職責＝議決の重さ」に対して、

それぞれの信念を貫いた。

私は、重責を担った議員各位の意思を尊重し、敢えて、一人ひとりの評決結果を議長席より読み上げ、議事録に残すこととした。

想えばあの頃、議会では「頸北合併」も含めて長期間、各方面から学習し、連日のように委員会で協議を重ねていた。上越合併協議会で議会代表として、一委員として種々の発言や提案をした。子供たちに自信をもって受け継げるように。そんな大・上越市を目指したのであった。

時を経て、市民生活は、行事などは…、浮き彫りとなってきた課題、広域にわたる住民の多様な要望、課題は？ 市政を身近に感じているだろうか？ 等等。

今、コロナ禍収束後の生活様式が模索されている。この機会に「合併前後の姿」を検証し、住民に問いかけたいと思う。

かつて、合併協議に深く関わった一人として、関係者各位に期待している。

議会から見た現在の課題を考える

国が主導した「平成の大合併」の根拠の一つが行財政改革の推進だったが、現時点での行財政改革の進展状況や問題意識等を議会の立場から分析したい。

合併直後は合併特例債などで市の予算額は千億円の大台を超えていたが、現在は合併による特例措置も終わり、九百億円台になっている。

この間、合併で大きく膨らんだ財政支出をどう抑制していくかが当市の大きな課題になってきた。議会でも行財政改革の観点から、たびたび一般質問や委員会審査の場で議論されてきた。

合併前の上越市でも第1次、第2次と行財政改革大綱及び推進計画を進めてきたが、合併後も第3次から第6次まで行政改革に積極的に取り組んでいることは十分承知している。

具体的には、土地開発公社の債務削減をはじめ（三セク等改革推進債の発行）、適正な職員数のあり方や公共施設（保育園や学校給食等）の民営化、民間委託について議会の一般質問などでも取り上げられてき

た。民営化や民間委託については、安易に進めるべきではないという声もあったが、平成22年からは事務事業の総ざらい、総点検に取り組むとともに、受益者負担の適正化や未利用財産の売却、貸付なども積極的に進めてきている。

加えて、産業建設グループの集約や、合併で増えた公共施設の適正配置も行っているが、特に人口減少が続く旧町村の住民からは反発の声もある。しかしその一方で、膨らむ維持経費の削減のために適正配置は止むを得ないとする意見もあり、その成否は地域住民の理解を得られるか否かにかかっていると思われる。

今後の公共施設の再配置への道のりは決して平坦ではないが、議会としても真摯な議論を行っていきたい。

さて、三セクについてだが、議会では平成22年に「第三セクター等特別委員会」を設置し、そのあり方について検討を重ねてきた。市が専門家による第三セクター経営検討委員会を立ち上げたことも相まって、三セクのあり方についてもこれまで真剣な議論が重ねられてきたところである。

市としては恒常的な赤字が続く温浴施設等に対してメスを入れようとしているが、

旧町村が地域振興も目的の一つとして設置した施設であることから、地域住民や関係者への丁寧な説明が求められている。

特に旧町村は過疎化や人口減少などが深刻であり、議会でも特に旧町村出身議員を中心として、三セク施設の廃止が地域の沈滞に拍車を掛けると指摘する声が多いことも確かである。

このように合併から17年が経過し、「平成の大合併」の目的の一つであった行財政改革は進んだ一方で、中山間地域の多い旧町村部を中心とした地域の活性化が削がれている現実には、議会として解決に向けてどう対処するか、課題が突きつけられている。

ここで、第三セクターの経営改善に取り組む元上越市議会議員から、第三セクターの経営についてコメントをいただいたので紹介したい。

●(有)やまざくら社長 岩野虎治氏
「飽くなき経営努力を」

かつて大島村で国道の拡張変更に伴う商店の立ち退きがあった際、当時の村が住民の食料品確保のため、三セクによるスーパーを立ち上げたのがやまざくらのスタートだった。

しかし、その経営は過疎化や人口減少によって厳しい状況が続いた。加えて市町村合併によりそれらがさらに加速化し、経営は一層厳しくなっていた。

こうして赤字経営が続く中、高齢化に伴う「買い物難民」の問題も相まって、移動販売車を試験的に開始したが、それでも経営は上向かなかった。

しかしこの間、仕入れ会社の変更による経費削減に取り組むなど、悪戦苦闘を続けるとともに、住民への安心安全な食糧販売に向けて、きめ細かな販売体制の構築に取り組んできたこともあり、ようやく住民の

皆さんから「地域で買いたい」との声をいただくことができるようになり、大切な施設と認識してもらうことができたと考えている。

私自身は合併前の大島村の時代には村長を務めており、合併後も市議の任についていた。だからこそ、このスーパーの存続には重い責任があり、経営改善のために飽くなき努力を続けてきたところである。

関係者を説得して移動販売の区域拡大に懸命に取り組む、ようやくここに来て黒字化を達成することもできた。従業員の待遇改善にも取り組めるようになってきた。

しかし、人口減少が続く中、三セクスーパーの経営は常に気が抜けない。経営には市の協力は不可欠であり、様々な協力があつて続けてこられたことは事実であるが、何よりも大島区のような中山間地におけるスーパー経営には、地域住民の皆さんの支援（買い物）があつてこそ継続できるものと痛感している毎日である。

私も今年で83歳になった。いつまでも経営に関わることはできない。現在は安心して後事を託すことのできる後継者を探しているところである。



移動販売車「やまざくら号」

●地域自治区、地域協議会の
今後のあり方（検証と期待など）

14市町村が合併して17年が経過し、問われている課題の一つが地域自治区や地域協議会である。

これまでも大学からまちづくりの専門家を招いて地域自治区や地域協議会のあり方についての検討委員会が設置され、市に報告書が提出されている。

市は「市長からの諮問に対する返答だけでなく、自主審議を活発に進めて欲しい」としているが、地域協議会からは自主審議を通して意見を出しても「市は要望を叶えてくれない」という不満も多い。

また、地域協議会の中には、町内会長連絡協議会や自治区内の団体と意見交換会を積極的にやっているところも多いが、地域のまちづくりへの参画をどのように促しているかなど課題も多い。

市としても地域協議会委員への意識調査の結果に基づいて、比較的速度やかに取り組むことが可能な項目を抽出し、検討、実施することにしており、具体的には地域協議会委員の活動の周知促進、地域の活動団体の情報収集や情報提供、地域を元気にする

ために必要な提案事業の認知度向上、地域団体との意見交換などを挙げている。

ここで、地域の振興に取り組んでいる地域協議会の会長から、協議会の今後の可能性や方向性についてコメントをいただいたので、紹介したい。

●中郷区地域協議会会長 竹内靖彦氏
「地域協議会への思い」

平成の大合併、中郷村が上越市に変わる。

当時、地元での商工会や消防団活動にか携わっていなかった私には、それほど大きな出来事ではなかった様な記憶がありません。当時はまだ精力的に動ける世代の数が多く、私自身も地域活動を通して多くの学びを経験させていただく中で、楽しさしか体感していなかったからです。

しかし、合併と同時に13区に設置された住民組織である「まちづくり振興会役員」に抜擢され、その活動をしていく中で、少しずつではありますが、地域に対する思いや希望などが多く芽生えてくる一方、地域に対する課題や市に対する要望も増えていった気がします。

そんな中、諸先輩方に地域協議会を薦められ、何もわからない中で4期務めさせていただきました。最初の年はほぼ発言がでず、まさにいるだけの状態で、實際何を議論してきたかも記憶にないような状態でした。しかし、2期目くらいからは中郷区の特定財源や区民の生活の課題など、自分なりに見たこと、感じたこと、体験したことを素直に地域協議会の組上に載せることができたような気がします。地域の情勢が日々大きく変わる昨今ですが、その時々々の課題に向き合ってきたと思います。

しかし、地域の課題はより深刻化しており、これからは若い世代が動く時が来ているような気がします。地域協議会への参加も他人事ではなく、自分たちの地域づくりのために一歩前進しなければなりません。この自主自立のまち上越市にとって地域協議会が今後大きな役割を担い、協議会自身が若い力でその安定力をつけていくことが重要課題になってくると思います。

人それぞれ地域に対する思いや感じ方は様々ですが、それを内に秘めてばかりいては実現できません。常に声を出し、行動する事が地域づくりにとっても重要で、自分でもその声のエネルギーの重要性は体感して

きました。地域協議会でもその指針を忘れずに、できるだけ建設的に前進できる議論を心がけてきました。

今後、地域づくりを担う一人として、この地域協議会が若い世代の参加しやすい環境を整えていく必要性を感じながらも、自分が感じる地域の課題は自分で声を出し、解決に向かう糸口を見つけることができるようにありたいとも感じています。

また、それを若い世代にも香りづけできるように委員でありたく思います。森羅万象の如く、地域協議会の無限の可能性を信じ行動していくのみです。

議会でも総務常任委員会において、「住民自治・地域自治、地域協議会制度について」をテーマに調査を行っている。

総務常任委員会の滝沢委員長は、その状況を次のように述べる。



なかごう雪ん子まつり 平成31年2月9日

● 上越市議会 滝沢一成委員長
「地域自治・住民自治」
地域自治区への提言

総務常任委員会は「地域自治・住民自治／地域自治区」について所管事務調査を進めている。

国が進める地方分権という大きな流れの中で、上越市は大合併という新たな課題も加わるなか、『地域を主体とした地域自治、そこに住む住民を主体とした住民自治のあり方』を訴求してきた。

その結果が、全国でもあまりみない自治の仕組み、「地域自治区」と「準公選制の地域協議会」である。それは「住民の身近な地域課題を住民自らが解決し、住民自らが特色あるまちづくりをすることができ、」仕組みとなるはずであった。

しかし現状は主体者である住民が自ら作り上げる仕組みには至らず、行政主体のまま地域自治区は行政ガバナンスの一端に過ぎない存在に留まっている。

上越市には自治体の憲法と言われる「上越市自治基本条例」があり、私たちは今一度この自治体憲法を根拠に、有意に機能する地域自治・住民自治のあり方を検討していかなくてはならない。

合併から17年、成そうとして成しえていない真の地域自治・住民自治を実現するために今何をすべきか、総務常任委員会は、令和4年春に提言を出す予定である。

合併によって広がった豊かな地域資源を活かしたU・I・Jターンや田舎暮らし、地方移住等の取組みは

合併により中山間地域が増え、豊かな自然などの地域資源がより豊富になった。これらの資源をどう活かしていくかということとが大きな課題である。折しもコロナ禍で、都会から「田舎暮らし」を求めて移住してくる若者をはじめ、U・I・Jターンの人達も含めて期待は大きい。

議会では平成30年5月に「移住定住促進対策特別委員会」を立ち上げ、全国の先進地を視察するなどし、移住者を当市に迎え入れるための施策やアイデアなどを模索してきた。また、市としても令和元年度から移住定住コンシェルジュを配置するなどし、一段と移住定住促進策に力を入れている。当市は北信越地域の交通の要衝として、新幹線上越妙高駅の開業や上信越自動車道の四車線化、エネルギー港湾としての直江津港、佐渡の玄関口としての佐渡観光とのリンク、将来的な北陸新幹線の敦賀への延伸など、様々なインフラ整備により、高田城址公園や上杉謙信公の春日山、水族博物館うみがたり、謙信公武道館など、数多く

の地域資源、歴史資源、観光資源を活かす好機にある。

コロナ禍で先行きを見通せない状況ではあるが、「地域資源のスケールメリット」を活かし、北信越地域の一大拠点都市として、デジタル化などの新たな変化を踏まえ、新しい働き方も視野に入れつつ、中心市街地のみならず、中山間地域も含めてサテライトオフィスの誘致などにも力を入れる必要があると考えている。

現在は、中心市街地の空き家（特に雁木通り）などを活用して、市内に移住した若者達による民泊営業も行われており、当市への田舎暮らしも含めて地方移住を期待し、議会としてもその促進のために努めていきたい。

このような中、都会に住む人の田舎暮らし、地方移住のため、安塚区で「おためしハウス」を運営している本山議員は、次のように述べた。

●上越市議会 本山正人議員
「若者の移住促進を」

人口減少が加速する中、なぜ私が「おた

めしハウス」を運営するに至ったのか、経緯を順追って説明したいと思います。

かつて、地域は郡役所街で栄えた歴史ある街並みと、活気に溢れる人々で賑わっていました。しかし、平成17年の大合併により人口減少が大きく加速しました。商店街は次々とシャッターを下ろし、地域で長年にわたり旅館を営んできた最後の一軒も廃業しました。若者は都会を目指して地元には残らず、加えてこの地域は豪雪地帯で冬は厳しい環境に置かれます。

そのような中、20数年前に住人が他界し、後継者もない空き家がありました。私は他の地域で暮らす親戚の老夫婦から、屋根の雪降ろしなど冬場の管理を頼まれていたが、ある日、家主から「この家を壊すことにしました」と報告がありました。私はこの街並みからまた一軒家がなくなることの寂しさを伝え、再活用の意向を示しました。すると家主は「条件がある」と切り出しました。それは、「この地域にある私名義の宅地、田、畑を全て受け継いでもらうことだ」と言うのです。私は迷いましたが、最終的には承諾しました。

人口減少が続く中、若い人を呼び込むために空き家を活用したい、そしてこの地域

をより深く知った上で移住を決める拠点にできないかと考えたからです。地域の良いところだけを見て、厳しいところを知らずに移住を決め、失敗するケースがあります。何度も地域を訪れ体験滞在ができる場所が必要だと思いました。

この空き家は、築百年程度経過しているため損傷箇所が多く、改築には多額の費用を要しましたが、1年後には「おためしハウス」としてオープンすることができました。オープン当初は、所期の目的のほか、地域の若いグループや友人同士の集会にも活用してもらい喜ばれました。今後は町内会の協力もいただき、より多くの若者の移住に繋がることを願うばかりです。

「一体感の醸成」をどう図るか

●地域全体の「バランスある発展」と

「一体感の醸成」を目指して

高田と直江津の両市が対等合併し、上越市が誕生してから50年を迎えた。

産業都市の直江津市、文化教育都市の高

田市。当初は市民気質の違いもあり、軋轢もあつたという。その後、周辺町村から多くの住民が移り住み、住宅団地が形成され、生活圈や行政面での共有化、広域化が段階に進んだことで、「上越地域は一つ」との思いが浸透していった。

そんな中、国主導の「平成の大合併」が打ち上げられた。遡れば、明治以降、大正、昭和と、自治体は生活圈や行政面の広域化が進む中、何度も合併を繰り返してきた。そしてその都度、知恵とアイデアを働かせながら「一体感の醸成」を進めてきたに違いない。

当時の首長や議会が進めてきたように、14市町村合併から17年を迎えた今、我々も旧町村の発展にもしっかりとサーチライトを当てながら、市域全体の一体感の醸成を図っていかねばならない。

特に子供の数が減り、人口減少が猛スピードで進む旧町村では、小中学校の児童生徒が激減し、今後は旧町村境を超えた学校統合まで論議をしなければならない場面があるかも知れない。

また、中山間地域では、農業生産や集落維持の担い手の確保さえ困難になる事態も懸念される。市も担い手確保の取組は進め

ているが、議会としても市域全体の「バランスある発展」に向け、施策や仕組みづくりを模索していかなければならない。

直江津地区をはじめ、頸城区や大潟区、板倉区などでは企業誘致が積極的に進められている。一方、市は中山間地域について、「中山間地域での移住、定住が図られるよう森林資源や空間を活用した新たななりわいの創出に繋げていきたい」として、森林空間を活用した中山間地域の魅力発見事業を予算に計上している。

市街地と中山間地との結び付きや連携が図れるような施策が求められている。田舎暮らしを求める移住者とも一緒にしながら、市域全体の活性化を通して元々の住民も移住者も皆が地域全体を盛り上げ、「一体感の醸成」を図っていききたいものである。

文責 杉田勝典

子供達の減少と 保育園、小学校の統合、再編

14市町村が合併して17年が経過した。この間、人口は21万人から18万8千人と2万人余りも減少してしまった。特に13区の人口減少が顕著であり、当然のことながら幼児や児童など、未来を担う子供達も減少し続けている。

こうした流れを受け、市では保育園や小学校の統合、再編が行われている。この統合、再編は当初13区を対象としたものが多かったが、最近は合併前の上越市においても行われている。

保育園については、合併当時公立47園、私立15園の計62園であったものが、令和3年には公立38園、私立17園の計55園に統合、再編されている。

この中には吉川区や名立区のように、公立と私立が統合、再編されて私立の保育園として生まれ変わったケースも含まれるが、こうした事例を含む保育園の民営化については、議会内では賛否両論があった。議会としては議員同士、あるいは行政側と多くの議論を積み重ね、現在の状況を導き出し

てきたものである。

さて、小学校についてであるが、小学校は合併当時58校であったものが、令和4年には47校にまで減少することになっている。

この統合、再編については、基本的には校区内の児童数の減少が原因であり、児童数の減少に伴い複式学級を余儀なくされたことなどを受け、保護者や地域住民から適正規模での学習環境の確立を望む声が上がっている。統合、再編に至っているケースがある。逆に、稀にはあるが、校区内の児童数の増加に伴い、1校を2校に分割したケースもあり、市には各地域の実情に応じてきめ細やかな対応が求められている。

また、これらの統合、再編に当たっては、主にその地域に在住する議員が地域の住民に寄り添い、関わる中で進められてきたが、議会としても重厚かつ精緻な議論を行ってきたものと承知している。

現在も柿崎区や三和区、頸城区、牧区等の住民の中で統合、再編に向けた話し合いが進められているが、これらへの対応についても、地域に在住する議員はもちろん、議会としてもそれぞれのケースに応じて適切に審議し、的確な対応を行っていきたいと考えている。



令和3年に閉校となった宮嶋小学校

なお、これら統合、再編の根源的な問題の一つである人口減少に対する議会としての動きにも少し触れておきたい。

議会では以前から人口減少を重大な課題と捉えており、平成26年には人口減少問題を協議するための初の特別委員会を設置して検討を重ねてきた。令和2年に設置された現在の委員会では、令和4年春に対策を提言すべく、鋭意協議を進めていると聞いており、有意義な提言がなされるよう、一議員としても期待しているところである。

文責 杉田勝典

上越市議会五十年史

議会はかわる

開かれた議会めざして

開かれた議会議めざして 上越市議会改革概括小史

市民の代表集団として、市民に開かれた市議会を目指し、様々なことを次々に実現してきた20年間——これが、今振り返っての上越市議会の姿ではないでしょうか。

議会改革の取組の萌芽は、2000年4月の「地方分権一括法」の施行によって、国と地方の役割分担が明確にされたことをきっかけに、地方自治体が主体的にまちづくりの責任を負うことになり、自ずと地方議会の活性化が問われるようになったことでしょう。

当市議会としても、その頃から主体的に議会改革の取組が始められました。もともと当初は議会改革というよりも、「議員資質の向上をめざす」ことが主目的であったようです。

改革は、①議会の審議のあり方の改善、②市民への公開を前提とした「開かれた議会」に向けた取組、③議員発議の条例制定の推進など議会の政策策定能力の向上をめざす取組の3つの側面があり、互いに密接に関係しながら進められてきました。

14市町村の合併までは、①と②が大きく進められ、合併後はそれまでの成果を基に、②をさらに進めるとともに、③が進められてきたといえます。

具体的には、合併までに実現してきたこととして、一般質問の質問時間確保と一問一答形式の導入、本会議のテレビ中継の許可や委員会を含めた会議の公開、情報公開制度の実施、インターネットでの本会議録公開、請願受付期間の延長、議会報の改善などです。そのほか、審議をより深いものにするための詳細な委員会資料の提示など、行政の協力なしには実現できない取組もありました。

合併後には改革の取組がさらに加速し、会議録の全面公開、本会議や委員会のインターネット放映、傍聴規則の改善など、絶え間なく改革が進められてきました。特に、定期的な議会報告会・意見交換会の実施は、議会がその情報を市民に一方的に提供するのみの段階から、積極的に市民の声を受け止め、議会審議に反映させる双方向の段階に発展したという大きな意味をもっています。

最近では、地域ごとの議会報告会のみならず、各種の市民団体や一定の分野の市民

との間での意見交換を各常任委員会が行うなど、内容においても常に発展が心がけられています。

そうした中、議会は、行政が提案する議案を審議し、その行政執行を監視するだけでなく、自らが政策提言を行い、積極的に必要な条例を提案して策定するという、さらに高い段階への発展も実現しつつあります。中山間地域振興基本条例、空き家条例などはその好例であり、議会事務局との連携の下で、議員集団が自らの研究を踏まえて提案し議決するという取組は、全国的にも評価されています。

この小史では、この後の項でこれまでのさまざまな議会改革の取組をより詳細に紹介していますが、それらの底流には、議会が常に市民の代表として市民の声や思いを把握し、それらを行政に反映させることが自らの存在意義であるという自覚があります。

これまでの取組を振り返ることで、その自覚をさらに強固なものにし、常に市民が主役の上越市たらんことを願うものです。

はじめに、議会の最高規範であり、議会及び議員の活動原則等の基本的事項を定めた議会基本条例の制定にあたり、中心的な役割を果たした議会基本条例策定検討委員会の内山米六元委員長から当時を振り返ってもらいました。

●上越市議会元議長 内山米六氏

「議会基本条例の制定に取り組んで」

上越市議会「議会基本条例」は、平成22年11月1日の臨時会において、条例の策定検討委員長である私の提案説明に全議員異議なく、全会一致で可決されました。

まさにこのときが、地方分権時代を切り拓くための根幹をなす条例誕生の瞬間でした。

この「議会基本条例」制定までの経過については、私が自書した提案説明に改めて補筆することはありませんので、その主要点を整理し、ここに再掲したいと思います。まず、制定までの経過や検討の過程について記載します。

○上越市らしい実効性のある条例

議会基本条例策定検討委員会は、平成21年5月、当時の山岸行則議長の諮問機関として、各党派から選任された議員12人で設置されました。

以来、委員会では、他の自治体議会の基本条例の模倣ではなく、上越市らしさを求めた実効性のある条例とすることを全委員で確認し、検討を進めてきました。

○条例の土台の議論、2班体制で本音を

実際の検討方法としては、現在の当市議会の現状と課題、それらを踏まえ、どんなことを規定していくのか、委員同士、本音で議論することが、この条例の土台となると考え、委員を2班に分け、同じ内容をそれぞれで議論し、意見をまとめ、その後、12人の全体会で合意形成を図っていく手法をとりました。

○幹事的役割として「検討会」を設置

委員会の正副委員長と各班の班長、書記の6人で構成する検討会を設け、委員会の

幹事的な役割を担うこととし、協議事項の原案の作成や進行管理を行うなど、効率的な運営の支え作業を行ってきたことも、この委員会の特徴でした。

○たたき台を作成し、全議員に説明を

委員会発足後、約1年間で、委員会を23回、検討会を18回開催して検討を行う一方、既に議会基本条例を制定していた会津若松市議会への視察の結果も参考に「たたき台」を作成し、計4回開催した全議員説明会で出された意見を反映しながら素案をまとめ、平成22年5月に議長へ中間答申を行いました。

○市民説明会とパブコメを実施

中間答申の素案をもって、4会場で市民説明会を開催し、寄せられた市民の皆さんの意見を踏まえて、検討委員会等で最終案を作成し、7月1日、当時の瀧澤逸男議長へ最終答申を行いました。その後、議会としてパブリックコメントを実施し、寄せられた56件の市民意見を精査して18件を反映するとともに、議長から「請願・陳情に関



する市民参画の機会「の保障」についての新たな提案を受けて成案に盛り込み、各派代表者会議の合意を得て、本提案となりました。

次に、条例の特徴的な5つのポイントを紹介したいと思います。

【ポイント1】

議会が保有する情報を多様な方法で提供するとともに、議員の議案に対する賛否を公表すること。

【ポイント2】

市民等との意見交換の場を設けるとともに、必要に応じて請願、陳情の提出者の意見を聴く機会を設けること。

【ポイント3】

議員同士の自由な討議を保障することを謳い、特に委員会は、専門性を活かした詳細な議論を尽くす場所であることから、委員（議員）同士の討議を活発に行うこと。

【ポイント4】

論点や争点を明らかにするため、議員と市長等との質疑応答は一問一答を原則とすること及び議員の質問や政策提言等について、市長等が反問することができることにしたこと。

【ポイント5】

議案等の審議及び審査の内容について報告（議会報告会の開催）を行うこと。

また、議会が保有する情報を市民と共有するなど、市民と直接係わる最前線の機関を常設したこと。

○市民の幸せのため、不断の議会改革を

私は、条例の提案説明の最後に、

「二元代表制の一翼を担う議会として、時代の変遷に沿うその役割、果たすべき使命など、求められることは何かを議員一人ひとりが常に考え、議会として合意形成を図りながら不断の議会改革を行うことが重要である。新しい条例に魂を入れ、生きたものにするためには、全議員のさらなる理解と協力が不可欠である。これからの議会が、この新しい条例のもと、市民により開かれた議会、信頼される議会、そして市民の信託に的確に答える議会へと進化させていく必要がある。」と訴えています。

議会、議員と直接関係のない一市民の身となつて、特に人口減少時代やウィズコロナ・アフターコロナの時代、市民の幸せのために議会がどうあるべきか、不断の議会改革を進めてほしいと願っています。

回	開催日	検討事項	議題・協議内容	
KI-9	H21.9.14	条文の検討	・ 本市の現状と課題、規定する内容について (情報公開、市民参画、広報広聴)	
KI-10	H21.9.24		・ 本市の現状と課題、規定する内容について (市長等との関係、政策形成等の形成過程の説明 要求、監視及び評価、政策立案、政策提言)	
KI-11	H21.10.13		・ 本市の現状と課題、規定する内容について (議会運営、委員会、議員問討議、政務調査費)	
KI-12	H21.11.2		・ 本市の現状と課題、規定する内容について (議会・議員の研修、議会事務局の体制整備、議 会図書室、予算の確保、政治倫理、見直し手続き)	
k-2	H21.8.24		・ 条文検討の進め方、条文に規定する内容につ いて	
k-3	H21.9.14			
k-4	H21.9.24			
k-5	H21.10.13			
k-6	H21.10.30			
視 察	H21.11.4	先進地視察		・ 会津若松市議会広報広聴委員長との意見交換 制定後の効果、反問権の範囲、議決責任の考え方、 政策討論会・広報広聴委員会の活動内容と運営方 法等成果のある視察ができる。
KI-13	H21.11.16	視察の感想 意見交換	・ 会津若松市を視察しての感想、意見交換	
k-7	H21.11.16	条文(たたき台)の 作成	・ 条文(たたき台)の作成について	
k-8	H21.11.25			
k-9	H21.12.1			
k-10	H21.12.16	前文、目的の作成	・ 前文、目的の作成について	
KI-14	H21.12.24	素案作成	・ 条文(たたき台)の検討について 議会の活動原則、議員の活動原則、議長の役割、 会派、議会改革の推進、情報公開、市民参画、広 報広聴、議決責任、市長等との関係	
KI-15	H22.1.12		・ 条文(たたき台)の検討について 政策形成過程の説明要求、議決事項、政策立案・ 政策提言、議会運営、委員会、政策等の形成、政 務調査費、議会・議員の研修、交流及び連携の推 進、議会事務局の体制整備、議会図書室、予算の 確保、政治倫理、見直し等	
KI-16	H22.1.13		・ 条文(たたき台)の検討について	

議会基本条例

～ これまでのあゆみ ～

議会基本条例とは、地方議会運営の基本原則を定めた、地方議会の最高規範である条例で
す。
上越市議会では、平成21年5月に「議会基本条例策定検討委員会」を設置し、1年半に
及ぶ協議・検討の結果、平成22年11月に「上越市議会基本条例」を制定しました。

(1) 議会基本条例の制定—制定までの検討経過

平成21年5月、当時の議長からの提案により、各会派の議員12人で構成する議会基本条例策
定検討委員会が議長の諮問機関として設置されました。

- 特徴的な手法
 - ・ 他の自治体議会の基本条例の模倣ではなく、上越らしさを求めた実効性のある条例を制定
することを確認し、検討を進める。
 - ・ 委員を2班に分け、同じ内容をそれぞれで議論し、意見をまとめ、その後、12人の全体会
で合意形成を図っていく手法を採用
 - ・ 正副委員長と各班の班長、書記の6人で構成する検討会を設け、協議事項の原案の作成や進
行管理を行うなど、効率的な運営の下支え作業を行った。
- ※ 検討委員会の開催回：表中KI-〇〇で表示
※ 検討会の開催回：表中k-〇〇で表示

回	開催日	検討事項	議題・協議内容
委員会 KI-1	H21.5.15	検討方法の確認	正副委員長選任・検討方法について
KI-2	H21.5.27	スケジュール確認 目指す主要事項	・ 前文・条文に盛り込む内容について (意見集約・キーワード等の整理)
検討会 k-1	H21.6.5	今後の進め方	構成＝委員長、副委員長、各班長、書記
KI-3	H21.6.15	目指す主要事項	・ 前文、条文に盛り込む内容について (意見集約・キーワード等の整理)
KI-4	H21.6.26		
KI-5	H21.7.24	規定する項目	・ 条例の対象、構成内容について
KI-6	H21.7.30		
KI-7	H21.8.11		
KI-8	H21.8.24	条文の検討	・ 本市の現状と課題、規定する内容について (議会の活動原則、議員の活動原則、議長の役割 と活動原則、会派、議会改革の推進)

回	開催日	検討事項	議題・協議内容
KI-23	H22.5.12	素案の作成	・ 条文(たたき台)の修正について ・ 中間答申について ・ 条例の市民説明会について
中間 答申	H22.5.19	議長へ中間答申	—
市民 説明会	H22.5.23	条例(素案)	・ 春日謙信交流館(市民24人参加)
	H22.5.26		・ 市民プラザ(市民19人参加)
	H22.5.27		・ ユートピアくびき希望館(市民26人参加) ・ 板倉コミュニティプラザ(市民12人参加)
KI-24	H22.6.3	市民意見の検討	・ 市民説明会の開催実施について ・ 市民意見の取扱いについて ・ パブリックコメントについて
KI-25	H22.6.7	市民意見の検討	・ 市民意見の取扱いについて
k-19	H22.6.11	条例案	・ 条例案の修正等について
KI-26	H22.6.18	最終答申案の協議	・ 市民意見の取扱いについて ・ 最終答申案について
全議員 説明会	H22.6.24	最終答申案の協議	・ 市民意見の取扱いについて ・ 最終答申案について
最終 答申	H22.7.1	議長へ最終答申	—
パブリック コメント	H22.8.10 ～ H22.9.9	—	—
KI-27	H22.9.22	パブコメコメント	・ パブリックコメントの対応について
k-20	H22.9.28	対応及び修正意見 取扱	・ 会派からの修正意見の取扱いについて ・ パブリックコメントの対応について
KI-28	H22.10.14	—	—
上程	H22.11.1	平成22年第6 回(11月)上越市 議会臨時会	・ 全会一致で可決
公布		—	・ 即日公布

回	開催日	検討事項	議題・協議内容
			前文等
k-11	H22.1.18	条文(たたき台)の 検討	
KI-17	H22.1.20	素案の作成	・ 協議してきた条文(たたき台)の最終確認 ・ 全議員への説明方法
全議員 説明会	H22.1.21	—	・ 検討経過、条文(たたき台)の説明
KI-18	H22.2.12	素案の作成	・ 条文(たたき台)に対する会派意見の協議
KI-19	H22.2.15	—	—
全議員 説明会	H22.2.19	—	・ 条文(たたき台)に関する意見交換
k-12	H22.2.22	—	—
k-13	H22.2.26	意見の取扱い	・ 全議員説明会での意見の取扱いについて
KI-20	H22.3.1	素案の作成	・ 条文(たたき台)の修正について
全議員 説明会	H22.3.16	—	・ 条文(たたき台)に関する意見交換
k-14	H22.3.26	意見の取扱い	・ 全議員説明会での意見の取扱いについて
KI-21	H22.4.2	素案の作成	・ 条文(たたき台)の修正について ・ 別に定める事項(広報広聴委員会、議会報告会 など)について ・ 今後のスケジュールについて ・ 条例の市民説明会について
k-15	H22.4.7	素案の整理など	・ 別に定める事項(広報広聴委員会、議会報告会 など)について
k-16	H22.4.9		・ 市民との意見交換会、条例の市民説明会につい て
KI-22	H22.4.19	素案の作成	・ 条文(たたき台)の修正について ・ 別に定める事項(広報広聴委員会、議会報告会 など)について ・ 実効性の検証について ・ 今後のスケジュールについて ・ 条例の市民説明会について
全議員 説明会	H22.4.21	—	・ 条文(たたき台)に関する意見交換
k-17	H22.4.27	素案、解説文、中間 答申案	・ 素案、解説文の整理について
k-18	H22.5.11	—	・ 解説文、中間答申案について

回	開催日	検討事項	議題・協議内容
12	H 29.5.16	検証作業	第2条の検証③
13	H 29.5.30		第2条の検証④、第7条の検証①
14	H 29.6.16		第7条の検証②
15	H 29.7.7		第7条の検証③、第18条の検証①
16	H 29.7.24		第18条の検証②
17	H 29.8.25		第20条の検証、第24条の検証
18	H 29.9.20		最終報告（案）
答申	H 29.9.28	議長に答申	

◆ 第3回 議会基本条例の検証（見直し）

回	開催日	検討事項	議題・協議内容
1	R2.7.6	検証委員会設置	正副委員長選出、検証の進め方
2	R2.8.11	検証作業	前文～第6条
3	R2.9.11		第7条～第14条
4	R2.9.30		第15条～第19条
5	R2.10.21		第20条～第30条・新規条
6	R2.11.16		第27条・第28条（再）、検証結果整理
7	R2.12.18		第28条の整理
中間報告	R2.12.24		条文及び解説の検証結果の報告
8	R3.1.21		課題の分析の進め方
9	R3.2.10		課題の分析（～第9条）
10	R3.3.23		課題の分析（第11条～）
11	R3.4.19	最終報告（案）	取組の方向性、最終報告（案）の検討
答申	R3.4.21	議長に答申	

(2) 議会基本条例の検証

◆ 第1回 議会基本条例の検証（見直し）

回	開催日	検討事項	議題・協議内容
1	H24.9.24	検証委員会設置	正副委員長選出等
2	H24.10.22	検証作業	前文～第3条第3号
3	H24.11.12		第3条第4号～第6条
4	H24.11.22		第7条～第14条
5	H24.12.18		第15条～第19条
6	H25.1.17		第20条～第28条
7	H25.2.1		追加条項等
8	H25.2.8		議長答申（案）確認等
パブリックコメント	H25.4.25 ～ H25.5.24		
	H25.6.14 ～ H25.7.13		・パブリックコメントの公表

◆ 第2回 議会基本条例の検証（見直し）

回	開催日	検討事項	議題・協議内容
1	H28.9.23	検証委員会設置	正副委員長選出等
2	H28.10.24	検証作業	委員会の進め方
3	H28.11.11		前文～第2章
4	H28.12.1		第3章～第6章
5	H28.12.14		第7章～第10章
6	H29.1.20		条文及び解説の見直し①
7	H29.1.30		条文及び解説の見直し②
8	H29.2.17		条文及び解説の見直し③
中間報告	H29.3.16		条文及び解説の検証結果の報告
9	H29.3.23		取組の検証における論点の整理
10	H29.4.12		第2条の検証①
11	H29.4.24		第2条の検証②



平成22年「議会基本条例」制定 議長へ答申



平成25年 第1回「議会基本条例」検証 議長へ答申



平成29年 第2回「議会基本条例」検証 議長へ答申



令和3年 第3回「議会基本条例」検証 議長へ答申

議会活性化の取組 30年史その後

上越市議会発足30年を記念して作成された「上越市議会小史」では、それまでの議会活性化の取組に関して、次のように記載されています。

「地方分権・地方主権の流れを見ると、議会としても活性化の方策を総合的に検討すべきである」との趣旨で議会をあげて改革に取り組むことになり、『議会活性化検討委員会』が発足した。

この委員会では、3次にわたる答申を行い、それまでに実現してきた本会議のテレビ中継許可や委員会を含めた会議の公開、情報公開制度の実施、インターネットでの本会議録公開などに加えて、請願書の提出期限の延長、議会運営委員会を定例会3日前に再開催することによる市民意見の重視、一般質問の質問時間確保等を答申し、実現されてきている。

この委員会では、このほかにも一般質問における一問一答方式の導入や委員会審議のテレビ等での公開、市民との意見交換、

懇談会、共同シンポジウムの開催等が議論され、その後の議会改革に大きな影響を与えました。

こうした議会活性化に向けた意欲的な取組は持続し、その後もいくつもの改革が実行されてきました。ここでは、それらの中から5つの改善点を記述します。

① 一般質問における一問一答方式の導入

かつて一般質問は質問回数3回という制限があり、いくつもの項目を一度に質問し、個別の質問も、再質問、再々質問でまとめを行うというやり方でした。このため、質問した項目への集中度が低くなることや、さらに細かく詰めた項目があっても詰め切れないという問題が指摘されていました。

そこで、前述の議会活性化検討委員会は2000年12月に、一般質問での一問一答方式（最初のみ登壇し、二回目以降は質問席を設け、制限時間内で質問項目をしばって何度でも質問できる方式）の導入を答申しました。

この答申を受けて、各党派で積極的に検討が行われ、2002年4月9日の議会運営委員会において確認され、同年6月議会から実施されました。議会運営委員会での議論では、「本会議の質疑のあり方としていかがなものか」といった慎重意見や、

「個人の裁量によっていくつかをまとめて質問するという運用を含めながら一問一答を行ってはどうか」「必ず一問一答でやらなくてはならないのでなく、やりたい人は一問一答でやることとすべき」といった多様な意見が出されました。

現在ではこの一問一答方式がすっかり定着し、質問項目を自由にしばって丁々発止のやりとりとなっている活発な論戦が行われています。

② 本会議のネット中継

合併前の上越市議会では、本会議の中継放送はケーブルテレビによるもののみでした。合併を機に、ケーブルテレビ放送の区域外地域からインターネットでの中継を望む声が出され、2005年11月から検討が開始されました。

議会の様子をいつでもだれにでも公開するという趣旨に基づき、市議会ホームページの充実と合わせて取り組まれ、本会議は2006年6月議会から中継されています。インターネット中継では、生中継だけでなく録画をいつでも自由に見られることから、多くの市民のみなさんに活用されています。

③ 委員会審議のネット中継

本会議のインターネット中継開始の6年

後、2012年12月には、各常任委員会の審議を放映できないかということが各派代表者会議で議論になりました。

それまでも幾度も検討されてきましたが、必要な資機材や放映料が高額であったり、技術的に困難であったりする中で、実現できずに来た課題でした。時代の進展に伴い、ユーストリームを媒体とすることを議論する中で実現可能性が広がり、具体的な検討になりました。

検討の結果、2013年度予算に中継費用が計上され、同年5月23日の厚生常任委員会所管事務調査の際に試験中継を行い、6月議会の委員会審議から本格実施されました。

その後も議会運営委員会で細部にわたって検討が重ねられ、10月11日に議会運営委員会からの答申という形で詳細なルールが決められました。

答申の骨子は次の通りです。

◇放映対象は、第1委員会室で行われる常任・特別委員会及び委員協議会とし、委員長が宣告する開会から閉会までを放映する。

◇秘密会は、非公開のため非放映とする。

◇途中で放映に支障の恐れのある状況が生

じた場合は、休憩を宣告し委員と協議する。

なお、現在では媒体をYouTubeに変更して運用されています。

④議長選挙における所信表明の実施

議長は、以前からの申し合わせ事項として、市議会議員一般選挙から2年後に自主的に辞任して本会議であらためて選挙することになっていきます。

2006年以前は、議長選挙は立候補制ではなく、各会派が水面下で折衝し、暗黙で了解された議員に多くの議員が投票するというやり方が実態でした。

14市町村合併翌年の2006年5月に、合併後初めての議長選挙が行われましたが、それに先立つ4月25日の各派代表者会議において、「立候補がないのは市民から見ればおかしい。だれが出ているのか闇の中でわからない。開かれた議会のためには、立候補の受付を行い、所信表明演説を行うべきだ。」との指摘があり、検討することになりました。

その後、約3週間にわたって議論が繰り広げられ、「立候補制にするには、規約の作成や所信表明の機会の確保などのハードルがある」「これまでの慣例を踏まえて慎

重に」などの意見も出される中、「だれが立候補しているかわからないところで選挙をやるのは良くない」との点で一致し、この年5月22日の議長選挙から実施されました。

⑤傍聴規則改正

2006年11月には、本会議や委員会における傍聴規則の改正が行われました。

これは、それまで傍聴手続として行われていた傍聴者の年齢の記載を削除すること、児童や乳幼児の傍聴禁止の規定を削除することなどです。市民の傍聴をより積極的に促進するための改善でした。

上越市議会では、以上の他にさまざまな議会改革の取組が行われています。特に注目すべき点は独立した項目として他ページに記載されていますので、そちらをご覧ください。

他にも、政務活動費の収支報告の厳格化と完全公開、委員会記録のインターネット公開などが実施されています。また、「議場への映像モニターの設置」や「通年議会実施」の検討が行われ、こうした一つ一つが、市民に開かれた議会づくりの大きな力になっていきます。

さて、先に述べたとおり、議会改革の取組では、「議員発議の条例制定の推進など議会の政策策定能力の向上をめざす」ことを主要なテーマとして挙げています。

ここでは、議員発議による初の政策条例である「中山間地域振興基本条例」を策定した、中山間地域対策特別委員会の宮崎政元委員長から当時の活動について振り返ってもらいました。

●上越市議会元副議長 宮崎政元氏

「市議会初の政策条例制定に向けて」

平成17年1月、14市町村による大合併が行われました。市域面積は約973km²（約68%が中山間地）と、当時は全国有数の大合併でした。

市議会議員の数も合併特例により48名と大所帯となり、まさに海に山に台地にと様々な地域出身の議員で構成された市議会となりました。各議員にはそれぞれに様々な思いがあり、中山間地域の振興を目指す条例の制定は、最初から取組の難しさを痛感させられました。

議会では、平成19年5月、全議員で組織する「上越市食糧農業農村議員連盟」内に

「中山間地対策特別部会」を立ち上げ、現地視察や意見交換などを行って課題の集約に努めました。

そして、翌年1月には中山間地域対策に関する報告書を議長に提出し、中山間地対策特別委員会の設置となりました。

※中山間地とは……

山間地及びその周辺など、地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域のことです。

特別委員会の設置と同時に、条例制定の目的を確認する議論が始まりました。委員12名がそれぞれの出身地域への思いがあり、議論はかなり難航しましたが、最終的に次のように集約し、第一歩を踏み出しました。

【目的】

限界集落、耕作放棄地の増大など多くの課題を抱える中山間地域の再生を図るため、地域資源を活用した産業振興の促進や集落維持機能の強化など、安心・安全をもたらす基盤づくりを検討し、あわせて条例制定について調査研究する。

しかし、各委員の地域に対する思いが強く、すんなりまとめまでいかなかったことも事実です。

そこで、各委員が地域課題を持ちながら、勉強会や先進地の行政視察（福島県、滋賀県米原市、京都府綾部市など）を行ったほか、上越市内の中山間地域の住民との意見交換会（桑取地区、大島区など）で地域の生の声をお聞きしました。ここでは、中山間地域と平地の区分けに相当な時間がかかり、最も大変な作業であったように思われます。



特別委員会では熱い議論が交わされた

議論と並行して、平成21年12月には、市長に対して「中山間地対策の担当組織の明確化」について提言書を提出し、担当窓口となる部署の設置と、中山間地の当該総合事務所内の中山間地対策担当職員の配置を求めました。

平成22年5月には、議長に対し、検討経過の報告を行い、併せて特別委員会の継続を求めました。

同年6月に作業部会を設置し、条文などの具体的な検討を始めましたが、中山間地域では農道や畦畔が境界になっているため複雑多岐に渡り、ホワイトボード等を活用して具体的な検討を行いました。

検討の結果、中山間地事業の本質を考慮して事業単位は地域自治区としました。

また、市長に対し、施策の実施状況を議会に報告し公表することを明確に義務付けました。

こうして、12月に条例素案を策定し、全議員に説明できるまでになりました。ここに来るまでには、委員会を27回、作業部会を14回、全議員への説明会4回というハードな取組となりました。

その後、市民の意見を聴く会を、平成23年2月から4月まで9会場で223人の参

加を得て行い、さらにその後パブリックコメントを実施して、6月定例会で議員発議により上程し、全会一致で可決され、即日公布・施行となりました。

初めての議員発議による政策提案型条例は、笹川副委員長や各委員の熱意が実を結んだものと強く感じています。

また、元三重県知事の北川正恭氏が顧問を務める早稲田大学マニフェスト研究会の「マニフェスト大賞」を六本木ヒルズで受賞

したことも上越市議会の誇りと思っています。その時の「1分間スピーチ」は今でも忘れません。スピーチでは、「日頃なんとなく使っている飲料水・生活用水・農業用水の源流は中山間地にある」と、都会の議員が多数を占める中で中山間地の重要性をしっかりと訴えました。

今後も我々が策定したこの条例が、中山間地域の振興に資することを願い、筆を擱おきたいと思えます。



●上越市中山間地域振興基本条例

平成23年6月24日

条例第36号

私たちのまち上越市は冬になると雪が降ります。積もる量は日本屈指、ここは豪雪地帯です。雪の中で暮らす人たちは助け合い、人としてのやさしさとたくましさをもって生きてきました。

山々に降った雪や雨は、大地にしみ込み、里へと流れ、日本海に注ぎます。その水を含んだ大地は、私たちにとって大切な命の源であり、郷土の誇りコシヒカリや多くの野菜を実らせ、日本海の豊富な海の幸を育み、私たちの暮らしを支えています。

山があり、海があり、大地がある私たちのまち上越市は、私たちにとって地球上の他の地域に求めることのできない心のふるさとです。

しかし、市域の多くを占める中山間地域では、社会経済構造の変化の中で人口減少や高齢化が進み、農地は荒れ、集落の存続が危ぶまれる状況が広がっています。

こうした流れに歯止めをかけなければ、上越市の未来はありません。私たちは中山間地域の資源やそれらが産み出す恩恵が市民共有の財産であることを理解し合い、市民みんなで中山間地域を支え、市民が安全に安心して住み続けることができる地域社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、中山間地域の振興について、基本理念を定め、並びに市の責務及び市民の役割を明らかにするとともに、中山間地域の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中山間地域の振興を総合的に推進し、もって市民が安全に安心して住み続けることができる地域社会の実現を図ることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 中山間地域 金谷区、谷浜・桑取区、安塚区、浦川原区、大島区、牧区、柿崎区、吉川区、中郷区、板倉区、清里区及び名立区の区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域の区域を除く。）並びに市長が認める区域をいいます。

- (2) 中山間地域の公益的機能 中山間地域の有する水、空気等の資源を産み出す機能、国土保全機能その他の機能をいいます。

- (3) 地域住民 中山間地域に居住をする市民をいいます。

(基本理念)

第3条 中山間地域の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければなりません。

- (1) 中山間地域の公益的機能は市民共有の財産であり、市民生活の維持向上に必要不可欠なものであることを踏まえ、その機能の維持に努めること。
- (2) 市民が中山間地域の公益的機能による恩恵を享受していることを認識し、その維持の重要性を理解すること。
- (3) 地域住民が安心していきいきと暮らし続けられるようにすること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、中山間地域の振興に関する施策を総合かつ計画的に実施しなければなりません。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、市がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとします。

2 市民は、自主的かつ主体的に中山間地域の振興を図るよう努めるものとし、

(施策の策定等に関する指針)

第6条 市は、中山間地域の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければなりません。

(1) 中山間地域の自然環境を保全すること。

(2) 中山間地域の公益的機能の維持についての意識を市民が共有できるようにすること。

(3) 中山間地域の集落の実情に応じて生活環境の向上を図ること。

(4) 中山間地域における産業の振興を図ること。

(5) 中山間地域における定住の促進を図ること。

(6) 多様な地域間交流を推進すること。

(7) 中山間地域の振興に資する自主的かつ主体的な取組を支援すること。

(施策の取組方針等)

第7条 市長は、基本理念及び前条に定める指針にのっとり、中山間地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、中山間地域の振興に関する施策の取組方針等をまとめ、毎年度、議会に報告するとともに、市民にこれを公表しなければなりません。

(推進体制の整備等)

第8条 市は、中山間地域の振興に関する施策を策定し、及び円滑に実施するため、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置その他の必要な措置を講ずるものとし、

(市民の意見等の施策への反映)

第9条 市は、市民の意見及び中山間地域の現況を把握し、中山

間地域の振興に関する施策に的確に反映させるために必要な措置を講ずるものとし、

(年次報告)

第10条 市長は、毎年、中山間地域の振興に関する施策の実施状況等について議会に報告し、これを公表しなければなりません。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。

第6回マニフェスト大賞 最優秀成果賞受賞

マニフェスト大賞実行委員会（早稲田大学マニフェスト研究所、毎日新聞社共催）が主催する第6回マニフェスト大賞の優秀成果賞部門において、「議員提案による『中山間地域振興基本条例』の制定」が最優秀賞を受賞しました。



続いて、当市の議会改革の黎明期から、一議員として、あるいは議長として、多くの改革に取り組んできた山岸行則元議長に、当時の取組を聴きました。

●上越市議会元議長 山岸行則氏

「議会改革を振り返って」

平成12年4月「地方分権一括法」が施行され、地方自治の独自性や創意・工夫のある地方公共団体が求められるようになりました。

こうした流れと共に、上越市議会では平成12年12月に「議会活性化検討委員会」が設立され、私もその委員として約1年余にわたる検討に加わることとなりました。委員会の検討課題としては、議会の機能、運営、公開、広報、そして議会事務局体制等が挙げられました。当時の委員会では決められた主な事項は、「一般質問は再質問から一問一答方式を可能とする」、「意見書の提出期限を短縮する」といったものがありました。

その後、平成18年5月に行われた議長選挙に立候補しました。それは平成17年1月の市町村合併後最初の議長選挙であり、市

町村合併後に新たに加わった議員の中には、元町村長や助役といった行政経験豊富な方々が多くいました。これらの方々は合併後の上越市の行政や議会の流れを注視していました。

こうした中、「市民に開かれ、市民と共に歩む議会」議会改革を大上段に掲げ、議長選挙の場で所信表明を行いました。そして、大方の予想を覆し、当時革新系に籍を置く私が第16代議長に選出されました。平成18年5月から22年5月までの4年間、議会改革に明け暮れる日々でした。

議長就任後直ちに行ったのは、長野市議会との交流の再開でした。長野市議会との交流の再開は、直江津港の活性化を中心とする群馬、長野、新潟の「上信越経済圏構想」の確立があったからです。

また、議員勉強会の定例化にも即座に取り組みしました。議員勉強会の定例化は、条例や議案を議員自らが提案できるようにするための議会能力向上に向けた第一歩でした。

平成18年6月の各派代表者会議で議長提案として議員勉強会の定例化を提起し、議会内で会派を中心に議論を深めてもらいました。そして平成18年8月から「月1回、

毎月21日午後から開催」としてスタートしました。講師等の交通費は議員の政務調査費からの支出とし、最初は正副議長の主導で進めました。最初の講師は、当時新潟県上越地域振興局長であった前上越市長の村山秀幸氏でした。



議員勉強会 平成26年2月21日

政務調査費の公開にも取り組みました。当時は全国的に地方自治体議員の政務調査費の使途の公開が求められていた時期でもありましたので、議員勉強会の定例化と同じく、平成18年6月の各派代表者会議で提起し、平成18年度分から領収書の写しを添付し、議会側から公開する「全面公開」としました。これは県内では初の試みであり、全国的にも数少ない取組でした。

次々と進めてきた議会改革の根源には、「市民に開かれ、市民と共に歩む上越市」の確立を議会側から追求するためには、市民に対して総ての面で開かれた議会でなければならぬ、市民から求められた総ての情報公開されなければならない、議会自らが何時でも行政と対峙できる能力を高めなければならぬ、とする考えがあったからです。

こうした視点から次に着手したのは、議会報告会と意見交換会でした。平成20年に施行された自治基本条例の第8条には、市議会の責務として「市民への説明責任を果たすこと」、「広く市民の意見を聴くこと」がうたわれています。

議会として市民に説明責任を果たし、市民の意見を聴く機会が必要だと考えました。

当時は予算議会と決算議会の報告を兼ね、年2回（5月、11月）、議会報告会と意見交換会を実施したいと提案し、議会として議論を重ねてきました。平成20年10月の代表者会議の場で最終確認を行い、11月17日に市民プラザ第1会議室で約50名もの市民が参加した上越市議会初の議会報告会と意見交換会を開催しました。



また、議会報告会と同時に進めてきたのは、「議会ポストの設置」でした。市民等から議会への質問、提言、意見等を聴き、議会運営に資するとともに、議会の果たすべき機能に反映させるため、平成20年10月31日から、市民の声を常時受け付ける議会ポストをスタートしました。この改革も県内では初であり、全国でも実施しているところは1桁台という当時としては希少な取り組みでした。

最後に向かったのは、議長の集大成として考えていた「議会基本条例」と「農業・農村基本条例」の制定でありました。しかし両課題とも、議会内に検討委員会を設置して鋭意協議を進めてきましたが、議長任期の関係で次の議長に引き継がれることになりました。

現在の上越市議会では「議会改革」は当たり前のことになってきていると思いますが、表面的な改革に終始することなく、身を切り、日々前進する改革を進めていただくよう切に願っています。

議会では行政側からの提案に対し、多様な見解が求められます。そしてそのためには、年齢、性別、職業等にとらわれない多種多様な人材が必要となります。

従来の議員構成として多数派を占める高齢男性だけではなく、若者や女性の意見を取り入れた議会運営を行うため、議会では、市議を目指しやすい環境整備のための検討を行ってきました。

●上越市議会 滝沢一成議員

「議会改革の歩みはとまらない

〜女性議員7名が誕生するまで〜」

上越市議会の「通奏低音」、それは絶え間ない議会改革である。大合併以来、市議会は二元代表制の片輪として広い地域の市民の思いを束ねる組織へと変革を進めた。議会基本条例制定、議会報告会・意見交換会の開催、広報広聴委員会の設立など着々と歩んできた。

地道な取り組みが評価されたのか、早稲田大学マニフェスト研究所が毎年発表している「議会改革度ランキング」で、上越市議会は常に上位に入るようになった。

しかし乗り越えられない壁が上越市議会

の前にあった。それは女性議員、若い議員が極めて少ないことである。平成28年の市議会議員改選時、女性議員はわずか1人、この議員はのちに県議会議員となり、次の選挙まで女性議員ゼロとなった。年齢でいえば当選時40歳未満は3人、平均年齢は63歳、まさに高齢男性社会（議会）そのものであった。

平成29年3月、市議会は女性や若者が議会を目指せる環境を整える「市議を目指しやすい環境整備検討会」を議長の諮問機関として発足させた。

目的は「市民の声を市政に反映させる上で、男女を問わず市民の各年齢層から市議がいるのが望ましいが、残念ながら現状は、子育て世代などの若者や女性の議員はわずかである上、挑戦する動向も伺えない状況にある。そこで、市議を目指しやすい環境とは何か、その整備に向けて『市議を目指すことを阻害する』現状の要因など把握し、その改革案を策定すること」とした。

なぜ女性や若者の議員が生まれなのか。その原因を探り、改革への道筋を示すことが当検討会のミッションである。

まず阻害要因を徹底的に洗い出し、3種類の問題があることが分かってきた。すな

わち「心の問題」と「物理的問題」「環境的問題」である。

「心の問題」とは、一言でいえば「市議会に何の関心もない」こと。「議会のことを知りたいとも思わない」「やりがいを全く感じられない」、そんなもの（議員）に誰がなるか、ということだ。

「物理的問題」とは、要は「お金と身分保障への不安」である。選挙費用が不明ということもある。また議員には退職金、議員年金がない。しかも選挙で落ちれば「ただの人」である。

「環境的問題」とは、ズバリ「ひとのしがらみ」である。まず立ちはだかるのは家族の反対、最初から賛成する家族はまずいない。特に連れ合いからは猛反対される。

地域の理解という壁もある。議会に若者や女性が少ないのは、地域社会でもその中核に若者や女性が少ないことの鏡であると言つてよいだろう。大多数の町内会長は男性であり、年配者である。その価値観で地域が回っていくことはままある。地域の行事の仕切りから、ところによっては「誰を市議会議員として送りだすか」まである。

さらに言えば、女性には女性特有の壁が

ある。それは根深い「男尊女卑観」であり、「オンナは家を守るものだ」という価値観である。子育てやお年寄りの介護は事実上一家の主婦が担っている。これでは、なかなか「私、市議会議員になります」とは言いがたい。

これら市議を目指す女性、若者の前に立ちただかる「心」「物理的」「環境的」問題をどうやったら解決できるのか。我々は元職・現職議員へのアンケートや、2回にわたる市民との意見交換会も行いながら、凡そ20回にわたる検討会を行った。

その結論は「やりがいのある市議会の姿を見せるしかない。そのために議会改革を一層進め、本当にやりがいのある市議会になる」ことであった。

地域の民主主義に無くてはならない市議会の存在を市民に伝え、そのやりがいにあふれた「キラキラ光る姿！」をみて「議員になることに憧れていたたく」、本当に魅力ある仕事となるよう「絶え間ない議会改革」を進めていくのである。

そのための手段を、大項目5、小項目19として具体的に示し、平成30年3月議長に答申した。多種多様な提言内容のうち、早急に取り組むべき取組み7点を抽出し進言した。

大項目	小項目
1. 市民と議会の距離を縮める	(1)議会傍聴の改革・活性化
	(2)模擬議会、議会体験学習の実施
	(3)意見交換会の改革
	(4)広報PRの充実
	(5)土日、夜間、出張議会の開催
	(6)インターン制度、サポーター制度、勉強会等の実施
	(7)言葉、表現力の改革
2. 選挙の困難さの解決	(1)選挙マニュアルの作成
	(2)公職選挙法改善を国に求める
3. 物理的課題の解決	(1)議員報酬の適正化
	(2)社会保障の充実
	(3)政務活動費の見直し
	(4)議員定数の検討
4. 取り巻く環境の解決	(1)地域環境の整備
	(2)人材育成
5. 女性特有の壁の打破	(1)意識改革・啓発活動
	(2)地域活動との連携
	(3)バックアップ体制の整備
	(4)クオータ制度の検討

- ①議会傍聴の改革・活性化
- ②模擬議会、議会体験学習の実施
- ③意見交換会の改革
- ④広報PRの充実
- ⑤選挙マニュアルの作成
- ⑥議員報酬の適正化
- ⑦女性フォーラムの開催

議員報酬の適正化は継続検討項目となったが、その他は30年6月発足の議会改革推進会議によって進められ、「対象団体及びテーマを設定した意見交換会」「議会モニター制度」「女性フォーラム」「中学生模擬議会」などとして結実している。

特に令和元年8月、女性の政治参加を語る女性フォーラムに多数の女性が来場されたことは特筆すべきことであった。

翌2年4月の市議会議員選挙には、女性7人が挑戦、全員が当選するという快挙が成される。うち4名は40代以下であった。我々の検討会また議会の努力が実を結んだ瞬間である。

冒頭に書いたとおり、上越市議会の通奏低音は「絶え間ない議会改革」であり、これから先も続いていくだろう。この度は女性議員の増加というかたちで表れたが、まだまだ増えてよいし、男性も含め若い議員はまだまだ圧倒的に足りない。議会改革に終わりはない。

最後に、議会のICT化の取組について、触れたいと思います。

議会運営委員長としてタブレット端末の導入の検討にあたった、笹川栄一元委員長から寄稿いただきました。

●上越市議会元議員 笹川栄一氏
「タブレット端末の導入とICT化」

議会におけるタブレット端末の導入については、平成26年11月の各派代表者会議において、導入に向けた検討の場を「議会運営委員会」とすることが決まった。

私は議会運営委員会の委員長として、導入の主な目的を以下の3点に定めて議論を重ねてきた。

- 【目的】**
- ① データや現場の状況に基づく政策議論の推進
 - ② 情報の共有の推進
 - ③ 省資源化と経費節減

しかし、当時の議会にはタブレットを使いこなせる議員は少なく、触ったことのない議員もいるなど、一斉導入するにはかな

りの勉強が必要であった。

そこで、実際に端末に触れての研修会を実施するとともに、既に導入している栃木県の大田原市議会を視察するなどの活動を行ってきた。

こうして色々な角度から議論を重ねてきたが、平成27年11月2日の議会運営委員会において、委員会としてタブレット端末を導入する方針を決定し、11月13日の各派代表者会議で議会として導入する方針を正式に決定した。

その後、費用負担の考え方や導入時期、アプリ機能選定などを理事者側と検討することとし、平成28年2月19日をもって現委員によるタブレット端末導入に向けた検討を終了するとともに、3月16日付で「中間報告」という形で今までの議論をまとめ、議長に報告して議会運営委員会としての検討は終了した。

なお、その際、以下の4項目を「今後の検討課題」として付したところである。

- ① 費用負担の考え方について、端末購入費や通信費を含め全額公費負担とするか、一部を政務活動費で賄うのか議員間の合意形成に向けた協議が必要
- ② 議会としてタブレット端末の導入により

電子データのみで使用する資料（議案・各種計画等）を明確にする必要がある

- ③ 省資源化や経費節減などの導入効果を最大限に発揮するには理事者側も導入することが望ましいことから、導入に向けた協議が必要
- ④ 正式導入の前に全議員が模擬審査を体感する必要がある

検討課題の対応については、理事者側との協議を進める中で、議会として早急に取り組まなければならないと考えていたが、平成28年4月の議員改選を控え、現委員の任期中には困難と判断し、改選後も引き続き協議・検討されるよう要望する中間報告となった。

以上、笹川元委員長から寄稿いただきましたが、検討課題は一部残っているものの、元委員長の議員引退後、タブレット端末は議会に本格導入され、現在は全議員必須のツールとして有効的に活用されています。

文責 平良木哲也

上越市議会五十年史

災害の脅威とその備えは

災害の脅威とその備えは

近年、災害が激甚化しています。

市議会の30年史を発刊した20年前も「自然災害の脅威からまちを守る」と題し、議会の災害への取組について触れています。

当時の記事を振り返ると、「昭和58・59・60年の3年連続の豪雪」、「7・11水害」、「阪神・淡路大震災」、「『ナホトカ号』重油流出事故」など、今思い返しても印象に残る大災害が並んでいます。

今般、50年史の発刊にあたっては、その後の20年間を中心に、後世に語り継ぐべき激甚災害について、議会との関わりも交えて記したいと思います。

さて、上越市地域防災計画策定業務報告書・防災アセスメント調査の災害履歴をたどると、平成16年以降、風水害が圧倒的に多く発生しています。とりわけ平成23年7月の新潟・福島豪雨は、旧東頸城の保倉川流域に甚大な被害をもたらしました。

「ゲリラ豪雨」——気象用語では「集中豪雨」や「局地的大雨」と表現するこの言葉は、ここ数十年の間で日常的に使われる

ようになりました。

急速に発達した積乱雲によって突如として激しい豪雨がもたらされ、その発生予測が非常に難しいとされていることから、降り方によっては大きな被害が生じます。

昨今、このような急激な豪雨は、夏季の間は恒例となりつつあり、その被害は山間部に限りません。特にミニ開発によって田畑の宅地化が進められた市街地は、都市の排水機能が脆弱化しており、溢水の危険性がある場所は枚挙にいとまがないほどです。

今後も地球規模で進行する気候変動を受け、長期間にわたり風水害が発生しやすい状態が続くことになると思います。議会としてもその対策のひとつである保倉川放水路の整備も含め、議員連盟の活動を中心として積極的に取り組んでまいります。



高田河川国道事務所長と野口副市長を招き、保倉川放水路を議題に議員勉強会を開催
令和2年9月30日

ここからは、風水害のほかに当市に記録的な被害をもたらした災害を年代別に振り返ります。

● **中越沖地震**

中越沖地震は、中越地震（平成16年10月）から3年後の平成19年7月16日午前10時13分に発生しました。当日は「海の日」の祝日で、2週間後には参議院議員選挙も控える中での大規模地震の発生でした。

マグニチュードは6.8で、震源は上中越沖、震源の深さは約17km、柏崎市や長岡市、刈羽村などで最大震度6強を観測し、当市内においても最大震度6弱を記録しました。

市内各地の震度は下欄に示すとおりですが、まさに上越市全域を揺るがす大震災となりました。

また、市内の人的被害は158人、建物被害は4613棟、16か所の避難所が開設されて243人が避難し、震源に近い柿崎区と吉川区を中心として、甚大な被害が発生しました。

文部科学省の地震調査研究推進本部による平成20年度の地震予測では、上越地域が

今後30年以内に震度6弱以上の揺れに襲われる確率は6～26%としており、これは阪神・淡路大震災の原因となった断層帯で同震災発生前に予測されていた確率である0.02～8%を上回っています。

今後も、上越地域で大震災が発生する可能性を常に考慮して日々の生活を営むことはもちろん、地震への備えを怠らぬようにしていかなければならないと強く感じているところです。

【震度6弱】	柿崎区、吉川区、三和区
【震度5強】	合併前の上越市、安塚区、浦川原区、大島区、牧区、大潟区、頸城区
【震度5弱】	板倉区、清里区、名立区
【震度4】	中郷区

● **板倉区国川地内の地すべり**

平成24年3月7日、板倉区国川地内で発生した地すべりは、いわゆる「ドツ」と押し寄せる地すべりとは異なり、ゆっくりと不気味に住民へと迫り、地域を飲み込んでいきました。

地すべりの発生から実際に住家に被害を及ぼすまで4日間。そして、その後も止まることがなくじわじわと住宅地を侵食していききました。

3月7日(水) 地すべり発生

8日(木) 避難勧告（21世帯80人）

9日(金) 県道三和新井線通行止め

10日(土) 家屋に被害発生
(災害救助法適用)

12日(月) 住家4棟、非住家7棟に被害が及ぶ

13日(火) 避難準備情報（5世帯20人）



被災者の声をお聴きする総務常任委員

地すべり全体の規模は幅150m、長さ500m、深さは20mで、推定土量は75万³mにもなりました。

また、県道と用水路には土砂が堆積し、日常生活のみならず農作業など幅広い被害を与えました。

議会では、総務常任委員会を中心として現地視察を実施するとともに、実際に被害に遭われた方の声をお聴きするなどして、災害復旧のための検討に活かしていきたいと思



地すべり被害の状況を視察

●高病原性鳥インフルエンザ

平成28年11月29日から30日にかけて、市内の養鶏場において100羽の鶏が死亡しました。これが当市で初めて発生した鳥インフルエンザとなりました。

その後の検査でH5N6亜型と確認された高病原性鳥インフルエンザにより、最終的には約23万5千羽以上の鶏を殺処分せざるを得なくなり、11月30日から12月6日までの間、防疫作業は24時間体制で行われました。多数の人員が投入され、詳細な動員数は国の職員80人、新潟県の職員535人、上越市の職員570人、自衛隊から1240人、他市町村からの応援190人、JAえちご上越から120人と、計2735人にものほりました。

こうした動きを受けて市議会では、市民への周知、市の対応マニュアルの更新、養鶏業者等の支援と再発防止に向けた指導、市町村への防疫対策費などの財政支援の要望について協議するため、12月15日に全員協議会を開催し、対応にあたりました。

●令和3年豪雪

令和3年1月、この年は年始から散々のスタートとなりました。

前年から降り続いた大雪の影響で、消雪パイプの使用量が増加し、県は1月2日に地盤沈下警報を発令しました。これは過去最速での発令で、この冬の厳しい先行きを暗示するものとなりました。

そして1月7日から11日にかけては異常降雪に見舞われました。24時間降雪量は103cmと観測史上最多となり、10日には全地域に災害救助法が適用され、11日の高田市街地の積雪は249cmと、この年の最大積雪深を記録しました。

このため、1月7日からは公共交通機関は運休となり、鉄道は16日になってようやく全線で運行が再開され、路線バスについては14日から順次運行が再開されたものの、全線の再開は26日まで待たなければなりませんでした。

市民生活において御不便をおかけしたのは、ゴミの収集が休止となったことでした。こちらも路線バス同様、順次再開されたものの、全面的な再開は20日からとなりました。

また、被害状況は死亡重軽傷合わせて61人、建物の被害は住家・非住家合わせて532棟にものぼりました。

このため、議会では3月定例会において多くの議員から一般質問がなされ、市の対応や対策について議論が交わされることになりました。

市では、近年の自然災害の激甚化、降雨や降雪の短期集中化といった傾向を踏まえ、今後も同様の大雪もありうるとの認識のもと、検証を行うこととしました。そして、10月には検証結果をとりまとめ、議会に報告されました。



一斉屋根雪下ろし後の道路排雪（南本町3）



除雪ができず鉄道は運行困難に（直江津駅）

そこでは、一斉屋根雪下ろしを土日の2日間に限定せず、平日を含めて分散実施することで作業員を確保しやすくし、広範囲の交通規制を回避するなどの対応案が示されました。

また、12月定例会では、異常降雪等により市道の除雪が困難になった場合、事業者に代わって除雪作業を実施した町内会や自主防災組織に報償金を支払うための補正予算を可決しました。

今後も議会は、災害に強い上越市を目指して協議、審議を重ねてまいります。

文責 渡邊 隆

上越市議会五十年史

北陸新幹線開業へのあゆみ

北陸新幹線開業へのあゆみ

平成27年3月14日、上越地域の念願であつた北陸新幹線が開業しました。

ここでは新幹線開業までの経過や先人の努力、その後の課題などについて、議会とのかかわりも踏まえて記していきたいと思ひます。

はじめに、新幹線開業に向けた当市の思ひを象徴する、平成8年の「1万人総決起大会」について、当時実際に参加したこんどう議員にその概要を聴きました。

●上越市議会 こんどう彰治議員

北陸新幹線フル規格早期着工へ！

「緊急1万人総決起大会」

平成8年7月24日、リージョンプラザ上越において、「燃える上越！緊急1万人総決起大会」が開催されました。

当初は本場に1万人もの参加が実現するか懸念もありましたが、蓋を開けてみると、会場には90台のバスから降りた人々が続々と集まってきました。

また、長野や北陸の各県からの参加者も

多く、最終的には目標の1万人を大幅に超える1万3000人もの人々で会場は埋め尽くされました。会場は捻り鉢巻姿の参加者の熱気であふれ、地元の熱意を大いにアピールすることができたと思ひます。

大会では、主催者である宮越馨上越市長が「上越地域の長年の悲願だった北陸新幹線着工の千載一遇のチャンスがきています。とはいえ、長野以北もフル規格の全線開通でなければ、北陸新幹線とはいえません。

住民一丸となって早期実現を求める運動を展開しようではありませんか」と呼びかけました。

次いで、新潟県の川村仁弘副知事から「新幹線は早急に長野以北に着工すべきです。私どもも、中央にこの熱気を伝えていきたい」と激励しました。

また、同日東京では、北陸新幹線に関係する10都府県から、知事、県議会議長、地元選出国會議員など約500人が参加して、北陸新幹線建設促進同盟会の総決起大会も開かれていました。

両会場は中継で結ばれ、与党整備新幹線検討委員会座長の若林正俊氏や同盟会会長の中沖豊富山県知事からもメッセージが寄せられました。

そして最後に、住民が一致協力して政治や行政と一丸となって強力な運動を展開していくことを誓い合い、左記の決議を採択して大会は閉幕しました。

【決議】

○整備計画どおりの全線整備にむけた新しい基本スキームを早期に策定し、長野く上越く糸魚川間のフル規格での早期着工を図ること

○公共事業の枠拡大により、平成9年度の政府予算に大幅な建設費を計上し、糸魚川く魚津間の早期整備を図ること

○建設費の地域負担に対する適切な財源措置を講ずること

○飯山トンネルの本格着工の早期実現を図ること

こうした運動が功を奏し、北陸新幹線の早期着工が成ったといつても決して過言ではないでしょう。

地元沿線住民や当該自治体の熱意が各関係機関などに通じたものと強く確信しているところです。

次に、上越妙高駅の地元議員として、あるいは市議会議長として、北陸新幹線の建設促進に向けて尽力された石平春彦元議長から、当時の議会の活動を中心に紹介してもらいます。

●上越市議会元議長 石平春彦氏

「北陸新幹線建設促進をめぐる市議会の取組」

新幹線新駅の地元議員として在職28年間にわたり新幹線対策の特別委員会に属して建設促進運動に携わり、また厳しい状況の前半期、同委員長や市議会議長として沿線自治体議会の広域連携を図りながら率先取り組んできた立場から、一連の議会の取組を振り返ってみたいと思います。

1970（昭和45）年5月に全国新幹線鉄道整備法が成立し、それに基づいて1972（昭和47）年6月には全国4新幹線の基本計画が決定され、続く1973（昭和48）年11月には北陸新幹線等5路線の整備計画が決定されました。そして、1982（昭和57）年3月には高崎から福井県武生間、約440kmの駅及びルート概要が公表されました。

当時の上越市においては、和田地区の寺町から脇野田駅、上中田を経て向山でトンネルに入り、糸魚川方向に向かう延長16・1kmのルートです。

しかし、この概要は、あくまでも環境アセスメントを実施するためのものであり、工事実施計画としての最終的な決定ではありませんでした。しかも、その検討過程では一時、長野―富山間を超長大トンネルで直接結ぶ（当市等の新潟県内を通らない）ルートも検討されていました。

そのような中、その後のオイルショックの影響や当時の国鉄の経営赤字が深刻になる等の国の財政事情から、整備計画の凍結や着工の先送り、あるいは運輸省からフル規格ではないスーパー特急の規格案が示される等の紆余曲折が続きました。誠に当市、当地域にとっては、不安と不確定要因が次から次へと押し寄せ、目の前に大きな壁が立ちほだかる事態となりました。

それ故に、1982（昭和57）年3月のルート概要公表から1998（平成10）年3月の長野―上越間着工決定（工事実施計画の認可）までの16年間は、沿線自治体、とりわけ上越市にとって、先の見えない長く苦しい闘いを強いられることになったのです。

そのような時代背景の下、市議会では、理事者側や地域住民、そしてルート沿線自治体議会等と連携・協力しながら中央要望活動をはじめとした数々の取組を熱心にかつ粘り強く実行していきました。

北陸新幹線難工事部分

加越トンネル工事現場視察

高速道・新幹線対策特別委員会

1989年9月26日



整備計画決定後の1974（昭和49）年9月定例会では「北陸新幹線の主要経過地並びに駅新設に関する意見書」を議決して、国への要望活動を開始し、その後、1982（昭和57）年5月からは議会内に「高速交通対策特別委員会」を設置して北陸新幹線建設促進に向けた体制整備を図りました。その後も、節々で意見書を議決し国に送付するとともに、特別委員会については、情勢変化に合わせて5回の名称変更を行いつつ先進地などへの視察・調査と中央要望活動を精力的に展開し、開業5周年直後の2020（令和2）年4月まで38年間にわたり継続しました。

特に前半期の取組の中では、時には議長を先頭にして、時には委員会独自で、あるいは市長等の理事者側と共に、さらには他の沿線自治体議会と共に、政府・与党幹部、関係国会議員、関係省庁等への波状的で継続的な要望活動を強力に繰り広げました。



市議会特別委員会で中央要望活動
綿貫民輔幹事長に（自民党本部）
1991年11月18日



市議会特別委員会で中央要望活動
小沢一郎幹事長に（自民党本部）
1990年8月2日



上越3市議会特別委員会合同中央要望活動
森喜郎幹事長に（自民党本部）
1994年10月31日



市議会特別委員会で中央要望活動
河野洋平総裁に（自民党本部）
1993年11月10日

一方では、新幹線駅誘致の地元住民による総決起大会（1988（昭和63）年8月開催の「北陸新幹線上越駅実現住民総決起大会」）に多くの議員が参加するとともに、特別委員会委員やルート沿線関係議員として建設促進の住民組織（長野／上越間着工

前は「北陸新幹線上越駅建設促進対策協議会」、着工後は「上越市北陸新幹線建設促進まちづくり協議会」に顧問あるいは参加として関わり、連携・協働した取組を行いました。



上越駅実現住民総決起大会（大和小学校体育館） 1988年8月31日
※中央奥が市議会議員



北陸新幹線建設促進まちづくり協議会総会（上越市ラーバンセンター）
2015年6月24日
※右側が議長など市議会議員



第77回全国市議会議長会定期総会（東京・日比谷公会堂）
2001年5月22日
※北陸新幹線建設促進議案の提案を行う上越市議会議長

また他方では、新潟県、北信越、全国の各級市議会議長会の中で、毎年、上越市議会から北陸新幹線建設促進の議案を持ち上げ、全会一致で採択されました。そのうちの何度かは、全国市議会議長会定期総会の場で当議長から提案説明を行いました。そして、その採択を踏まえ全国市議会議長会として政府・与党及び関係省庁等への要望実行運動が行われました。



燃える上越！緊急1万人総決起大会
 (リージョンプラザ上越・インドアスタジアム)
 1996年7月24日

その他、議長は、新潟県知事の主宰する「北陸新幹線建設促進期成同盟会」や上越市長の主宰する「北陸新幹線長野・糸魚川間フル規格整備推進上越広域協議会」(フル協)の理事として、また沿線自治体議会(フ)で構成する「北陸新幹線長野・上越・糸魚川ルート建設促進市町村議会協議会」の会長あるいは副会長として、議会動員等を踏まえた建設促進運動の強力な展開のために率先して尽力しました。

そして、戦いの天王山とも言える1996(平成8)年には、一方で中央要望活動を繰り広げながら、一方では、今に語り継がれている、国の着工に向けて歴史的な潮目を導き出した「燃える上越！緊急1万人総決起大会」に市議会として議員こそぞって参加し、その一翼を担いました。

そのような経過を経て、1998(平成10)年3月、長野・上越間の工事实施計画が認可され、晴れてフル規格での整備と(仮称)上越駅の信越本線脇野田駅付近での新設が実現することとなったのでした。

この後も、2015(平成27)年3月の開業、そして開業後に至るまで建設促進運動を続けますが、着工後は特に新幹線の駅舎及び駅周辺の都市計画やまちづくり、さらには並行在来線問題等に関する視察・調査等を踏まえ、特別委員会をはじめ常任委員会や一般質問等で委員間、あるいは理事者側との議論を重ねながら国、国会、鉄道・運輸機構等への要望活動を展開しました。

そして、開業前には、速達型列車「かがやき」の上越妙高駅不停車が明らかになったことから、市議会としていち早く抗議と停車要望の決議を上げ、JR各社など関係

機関に強く要望しました。

このように、当市議会は、北陸新幹線建設促進と早期整備に向けて、50年近くの長きにわたり、市長をはじめとした理事者側や沿線住民などの多くの市民、そして沿線自治体議会等と連携・協力しながら、率先して全力で取り組み、大きな足跡と成果を残しました。まさにこの取組は、上越市議会50年の歴史そのものと言っても過言ではありません。このことを誇りに思うとともに、改めて、この成果を共に勝ち取った全ての方々への敬意と感謝の意を表したいと思えます。

今、北陸新幹線・上越妙高駅は開業8年目を迎えました。現下はコロナ禍が影を落としているものの、それまでの5年間の当駅の乗降客や利用者は、各方面の努力で着実に増加し、駅周辺も含めて賑わいを伴いながら文字通り上越地域のゲートウェイ・新都市としての存在感や上越市の知名度を高めてきました。コロナ禍を乗り越えたその先の将来発展性は疑いようがありません。それを加速し上越地域に新たな活力を生み出し続ける為に、後人の更なる奮起を願ってやみません。

ここで少し目線を変え、新幹線整備と表裏一体となる並行在来線の問題に取り組んでいる団体から、並行在来線の課題や今後のあり方などについてうかがいました。

● 在来線と地域のあり方を考える

直江津・頸城の会代表 仲田紀夫氏

「北陸新幹線と並行在来線」

新幹線の整備による移動時間の短縮・交通人口の拡大などが生み出す地域経済への直接的、間接的な波及効果は少なくありません。その経済効果が実質的な意味を持つためには、JRから切り離される信越線・北陸線、いわゆる並行在来線の運行に対して切り離し後もJRと国がきちんと責任を持つという大前提が必要不可欠です。

平成21年4月19日、数多くの方々の賛同を得て「在来線と地域のあり方を考える直江津・頸城の会」が発足しました。発足以来、当会はいわゆる「政府・与党合意」に縛られた「整備新幹線と並行在来線の分離」政策を見直すべきであると国、新潟県、上越市、市議会、沿線市民に対して訴え続けてきました。

整備新幹線建設計画は当初から、全国に

張り巡らされた公共交通機関の在来線鉄道網をJRから分離して、その経営をJRから切り離すと同時に地元負担が前提となり、併せて各県、各地方ごとに経営を細かく分断する計画と表裏一体で進められて来ました。

新幹線と在来線にはそれぞれ個別の社会的役割があることは言うまでもありません。新幹線は、情報とビジネスの時間短縮による高速化、観光・交流の活性化にその役割を發揮します。一方、並行在来線の役割は、高齢社会の進行を見極め、生活者の視点に立ち、利用者の利便性を重視し、地域住民の足となることです。同時にこの両者は国民全体のための公共交通機関であるという意味での高度な公共性という共通点も持っています。ただ単に採算がとれないからというだけの理由で、地方の鉄道が切り捨てられていいはずはありません。鉄道の公共性を否定することは国民固有の権利を侵害することと同義です。

採算のとれる新幹線の収益はJRの懐に入ってゆく一方で、採算のとれない地方鉄道は各地方の住民の責任に委ねられるのは致し方の無いことなどという論理に押し流されてしまうと、将来に渡って大きな禍根

を残すことになることは明らかです。

大量輸送・高速輸送・定時制が鉄道の最大メリットです。「駅に行けば定時に列車が来る」という事実が生活に大きな安心感をもたらします。「駅を中心としたまちづくり」を行なって来た先人たちの知恵と努力を評価・検証し、市民の間で議論することが必要です。今こそ利用者の負担軽減、乗降客へのサービスなどに配慮して利用者を増やし、駅周辺の賑わいを生み出すための議論を進めなければなりません。



北陸新幹線の高架下を走るえちごトキめき鉄道

●上越妙高駅周辺のまちづくり

最後に、駅周辺のまちづくりと今後の発展に向けて触れておきたいと思えます。

まず、開業前と開業後の変化についてですが、上越妙高駅から主要駅までの所要時間と現地滞在時間は、左表のとおり短縮又は延長し、利便性が向上しました。

駅名	所要時間	短縮時間
東京	1時間49分	約17分
長野	18分	約80分
金沢	1時間2分	約40分
新大阪	3時間47分	約40分

駅名	現地滞在時間	延長時間
東京	11時間44分	約1時間27分
新大阪	7時間14分	約4時間39分

令和元年11月現在

次に、上越妙高駅の利用者の推移ですが、北陸新幹線とえちごトキめき鉄道あわせて、開業後の平成27年度が約6150人、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の平成30年度で6350人と徐々にではありますが、着実に増加しています。

また、開業前後の人数を比べてみると、「越五の国」で連携する5市のイベントへの入込客が増加し、交流人口の拡大につながっていると考えられます。

(単位：人)

自治体名	イベント名	開催時期	26年度	27年度	比較
上越市	高田城 百万人観桜会	4月	1,313,000	1,332,000	19,000
妙高市	そうげんさい 艸原祭	5月	25,000	40,000	15,000
佐渡市	アースセレブ レーション	8月	5,500	7,400	1,900
上越市	謙信公祭	8月	212,600	243,200	30,600
十日町市	大地の 芸術祭*	7~9月	488,848	510,690	21,842
柏崎市	松雲山荘 紅葉ライト アップ	11月	25,795	31,502	5,707

*大地の芸術祭は平成24年度と27年度の比較

そして、駅ナカを除く駅周辺の主な施設等の整備状況です。開業から8年目を迎えますが、駅周辺の整備は着実に進んでいます。令和3年10月20日現在、商業街区約9万6千㎡のうち、利用済が約7万8千㎡で約81%、検討中が約1万1千㎡で約11%と未利用地は10%を切っています。

利用状況は以下のとおりです。

- ・分譲マンション 2棟(111戸)
- ・ホテル 3棟(516室)
- ・飲食店 11店舗
- ・温浴施設 1施設
- ・コンビニエンスストア 1店舗
- ・レンタルスペース 1室
- ・セレモニーホール 1施設
- ・レンタカー 6店舗
- ・駐車場 14箇所(約900台)

以上のように、上越妙高駅の開業は上越市、そして新潟県の西の玄関口としてすでに大きな役割を果たしています。2年後の北陸新幹線・敦賀延伸や佐渡金銀山の世界遺産登録が行われれば、上越妙高駅の役割はさらに大きくなり、利用者の増加も見込まれます。その先には、速達型「かがやき」の停車も視界に入ってくるでしょう。50年、100年先の上越妙高駅周辺がどうなっているか想像もできませんが、上越市民が誇りを持ち、来訪者が楽しみにしてくれる場所となるよう議会としても注視していきます。

文責 牧田正樹

地域自治の要石
自治基本条例の制定

市町村合併を前にした14市町村による合併協議会で、自治の基本理念や自治の担い手の権利と責務、市政運営の仕組みなど、新しい市の自治の基本となる条例の制定の必要性が議論されてきました。このことを受けて、合併後まもなく「上越市自治基本条例（当時仮称）」の策定の取組が進められてきました。

こうした「自治体憲法」ともいえるべき条例制定の動きは地元マスコミにも注目され、特別番組も放送されました。

この条例策定の特徴は、約3年にわたって公募市民を中心に内容について検討されてきたことです。

公募市民で構成する「みんなで創る自治基本条例市民会議」による自治基本条例づくりでは、市民会議で策定した素案を同会議が市民に説明し、より良いものに改善していくという手法をとり、丁寧な策定を心がけてきました。その結果、当初の予定から1年ほど遅れ、市議会での議決を経て施行されましたが、「この条例を市民・市議

会・市長が共有することによって、いっその自主自立のまちづくりを推進する」という基本的姿勢に則ったものと評価されています。

この条例で規定されている自治の基本理念は、第3条にあるとおり、①市民主権、②人権の尊重、③非核平和への寄与、④地球環境の保全、⑤地域特性の尊重、⑥地方分権の推進及び自主自立の市政運営の6点です。これらのことを実現するため、自治の担い手である市民、市議会、市長が共有すべき4つの原則、①情報共有、②市民参画、③協働、④多様性尊重を定め、それぞれの役割を明確にしています。

これらのことをふまえて、その後、市民投票条例が制定されたり、地域自治区の設置に関する条例が一部改正され合併前上越市の区域に15の地域自治区を設置することが新たに規定されたりしたほか、要綱で定めていたパブリックコメント制度の条例化、審議会委員等の市民公募規定の整備など、条例の実現を具体的に進める施策も進められてきました。

市議会では、2004年12月に発足した自治基本問題調査特別委員会において、自治基本条例制定に向けた議論が行われまし

た。2006年4月には、最終盤を迎えた市民会議による素案について審議し、「素案を市民の中に持ち込んで、もっと広く市民の声を聞くべきではないか」「議会と市民会議で意見交換できる場を持ってないか」など、前向きな意見や提案が次々に出され、市民会議での素案策定作業を前向きに促進する姿勢が多く見られました。そのほか、特別委員会は埼玉県草加市や神奈川県大和市・平塚市など、自治基本条例先進地を視察し、当市の条例案づくりに貢献しました。

2008年3月定例議会には同条例案が上程され、制定に向けた議論が進められましたが、それに先立ち、条例案の全戸配布や「市民のご意見を伺う会」の実施など、多彩な取組によって市民の間にも周知が図られてきました。

同議会での審議では、この条例が制定後すぐに施行される予定である点や住民投票条例の策定期間についての質疑が出されましたが、制定過程の中で素案について市民、市議会、市長の三者で熱心な議論が行われてきたことなどを背景に、全会一致で可決されました。

文責 平良木哲也

上越市議会五十年史

市の発展に向けて
　　＼新施設のオープン＼

市の発展に向けて 新施設のオープン

ここでは、比較的最近オープンした施設について、その施設の意義や開設に至るまでの議会とのかかわりなどについて触れたいと思います。

取り上げるのは、左記の直江津、高田、そして合併前の13町村の海岸部、山間部の4施設で、上越市の全域にわたりバランスよく施設が配置されたことがうかがえます。

- 1 水族博物館 「うみがたり」
- 2 高田城址公園「オーレンプラザ」
- 3 上越体操場 「ジムリーナ」
- 4 雪中貯蔵施設「ユキノハコ」

それぞれの施設について、思い入れの強い地元の議員や元議員が執筆し、写真を多用して分かりやすく親しみ深い内容にしました。



ジムリーナ



ユキノハコ



オーレンプラザ



うみがたり

● 上越市議会 江口修一議員

「生物多様性を学ぶ

『水族博物館うみがたり』」

私たちのふるさと上越市は、40kmにもおよぶ長い海岸線を有し、そこで暮らす人々は、雄大な日本海とそこに住む多様な水生生物との関わりの中で、豊かな暮らしを築いてきました。

上越市の水族館の歴史は、このような環境の中で、昭和9年に個人経営の水族館が開業したことに始まります。これまで80年以上の長きにわたって、海や水生生物、人々とのふれあいの場として親しまれ、上越市を語るときにこの水族館の長い歴史を切り離す事はできません。

先代の5代目の水族館は昭和55年7月に開館以来、市内外の皆様から広く親しまれ、970万人を超える多くの方々にご来館いただきました。その全ての皆様から、共に訪れた友人や家族、過ごした季節や風景とともに、懐かしく楽しい思い出として、お一人おひとりの記憶の中にとどめている事はこの上ない喜びであります。

新・水族博物館「うみがたり」の開館までの動き	
平成16年6月	新水族博物館整備検討委員会を設置し、新水族博物館の在り方の検討を開始
平成18年2月	新水族博物館整備検討委員長が市長に基本構想（案）を答申
平成20年3月	財源問題から検討を一時休止
平成24年7月	有識者による事業性の検討を開始
平成25年8月	市民との意見交換会を開催
平成25年12月	見直し検討結果報告会を開催
平成26年4月	基本設計者プロポーザルを実施
平成28年6月	建設工事着工
平成30年6月	新水族博物館「うみがたり」開館



市民との意見交換会



見直し検討結果報告会



建設工事中

これまでのあゆみ		
初代	昭和9年	瀧栄六郎氏が八坂神社前に個人経営の水族館を建設
2代目	昭和11年	五智国分寺の北側に移転、開館
	昭和18年	太平洋戦争の影響を受け閉館
3代目	昭和24年	中田松三氏が本砂山（中央4丁目）に個人経営の水族館を開館
	昭和29年	直江津町に移管
4代目	昭和32年	海浜公園内（西本町4丁目）に移転、新築、開館
	昭和46年	直江津市と高田市の合併により上越市立水族博物館と改称
5代目	昭和55年	直江津高等学校（現直江津中等教育学校）の隣に移転、新築、開館
6代目	平成30年	5代目の水族館の隣接地（五智2丁目）に新築、開館

そして平成30年6月に、このまち、そして水族館の歴史に上越市立水族博物館「うみがたり」の新たなページが加わりました。新しい水族博物館「うみがたり」では、これまでの上越市における水族館の長い歴史と多くの人々の思いを受け継ぎ、これまで積み重ねられた海と人との共生の物語を次代に伝えるとともに、ご来館いただくすべての皆様に、それぞれの新たな交流と未来に向けた物語を育んでいけるものと思っております。



水族博物館（6代目）



水族博物館（5代目）



●上越市議会 栗田英明議員

「市民交流の促進を」

「高田城址公園オーレンプラザ」

「高田城址公園オーレンプラザ」は、平成29年9月に市民交流施設として開館しました。市民や来訪者が交流、活動できるようにとホール施設、集会・学習施設が備えられています。また、「こどもセンター」も併設されている複合施設となっています。名称の「オーレン」は、高田城址公園を象徴する「桜」と「蓮」の音読みをつなげたもので、親しみやすい名称になったと言えます。

「高田城址公園」は、徳川家康公の6男である松平忠輝公の居城として築城された高田城の跡に造られた公園で、新潟県の史跡に指定されています。令和2年4月にそれまでの「高田公園」から「高田城址公園」に名称が変更されました。

高田公園には高田市の時代から厚生会館（のちに厚生南会館と称した）があり、高田地区の象徴的な交流施設として市民に親しまれていました。それが閉館・解体され、多くの市民から新たな交流施設がほしいと



いう要望が出ていました。

その要望に応える形で、平成21年に執行された上越市長選挙において村山秀幸氏は、「厚生産業会館（のちのオーレンプラザ）の建設」を公約として掲げました。

当選後、庁内に検討委員会が設置され、旧厚生南会館のような機能と、老朽化している高田地区公民館の機能を基本としながら子育て機能、飲食機能も有する施設が検討されました。そのあと、公募市民や有識者、利用団体の代表者らによる「整備検討委員会」が議論し、基本構想が策定されました。

建設場所は高田公園内の市営プール跡地として、高田区地域協議会に諮問しましたが、高田区地域協議会では「不適當」との答申を出しました。議会では、その答申対応も含め、厚生産業会館の施設内容ならびに建設地に対し活発な議論がなされました。

厚生南会館の廃止・解体時に、「高田公園内の建物は順次整理していく」という高田公園整備計画があったことで「厚生産業会館は公園内に造るべきではない」という意見もありました。また、当時は「中心市街地の活性化」が市の重要政策として議論

されていたこともあり、「高田駅周辺に建設すべき」との意見も多くありました。

高田城址公園は上越市のシンボリックな公園の一つであり、多くの市民が交流するにふさわしい場所であること、市民や来訪者の交通アクセスが良いこと、高田市街地に近く活性化にもつながること、などの理由から基本構想に従い建設設置されました。

現在、駐車場不足は指摘されているものの、多くの市民が活用しており、桜と蓮の季節のみでなく、山々の景観も素晴らしく市民に親しまれる交流施設となっています。また、オーレンプラザ子どもセンターは、0歳から小学3年生までを対象とした保護者が一緒に遊べる施設として市内外から多くの利用者が訪れています。子どもの一時預かり室や相談室も併設していて、子育て支援の核となる施設となっています。



●上越市議会元議長 内山米六氏

「体操のまち上越

「上越体操場ジムリーナ」

上越市立上越体操場ジムリーナは、自治体が整備する国内トップクラスの体操専用施設として、総工費21・5億円をかけて平成30年6月に着工し、令和元年11月30日に竣工しました。

令和2年1月26日、オープン記念式典で行われたイベントでは、リオデジャネイロ五輪体操団体総合金メダリストの加藤凌平選手や、トランポリン世界選手権で日本勢初の金メダルを獲得して当時東京五輪代表に内定していた森ひかる選手をはじめとする、体操界の精鋭の演技が披露され、観客は世界レベルの迫力ある演技に魅了されました。

オープン後は、コロナ禍の影響を受けながらも、地元体操クラブの選手の育成と強化、市民の健康維持増進にも一定の成果を上げています。

このほか、市内・県内の体操チームはもとより、群馬、長野等の近隣県、東京（日本体操協会）、神奈川等の関東圏、大阪、愛知、三重等の中京・近畿圏、遠くは岡山県まで11都府県におよぶ団体の合宿や大会

が行われており、延べ利用者は令和2年度で1315人、令和3年度は9月現在で1116人となっています。なお、利用団体は、いずれの年度も延べ31団体となっています。

また、東京五輪におけるドイツの体操チームのホストタウンとして、令和3年7月9日から23日まで総勢21人の合宿を受け入れました。コロナ禍のため、体操チームとの直接の交流は叶わなかったものの、新しい最高の施設で練習されたドイツチームは、東京五輪では種目別平行棒の決勝で銀メダルを獲得するなど、すばらしい成績を収められたのは御案内のとおりです。



体操ドイツチーム

このような交流を経て、ドイツ体操連盟からは「上越市のジムリーナは世界の体操施設の中でもトップに入る施設」と讃えるメッセージが寄せられました。

以下、着工までの経過をまとめました。

○「大潟体操アリーナ」機能拡張の請願

既存の「大潟体操アリーナ」は、合併時の地域事業の一環として平成20年に建設されました。そして、その整備内容が高い評価を受けて、県内外の学校や団体から合宿等で利用されてきました。

しかし、同施設は練習専用施設で大会が開催できず、日本体操協会から新体操やトランポリン競技の選手育成の要請を受けるも、その機能はありませんでした。

施設を管理・運営するレインボージムナステイクス大潟では、これらの課題に対応するため、平成24年から検討に着手しました。

そして検討を重ねた結果、大潟体操アリーナの機能拡張が必要として、平成26年2月、議会に請願書を提出しました。

この請願は同年3月の議会において、文

教経済常任委員会で審査されました。請願に対しては賛否があったものの、結果として「賛成多数」となり、同請願書は本会議で採択されました。

○公式大会開催が可能な規模への見直し

平成28年市議会3月定例会の文教常任委員会において、委員から、市が（仮称）上越大潟体操アリーナの整備内容を見直した経緯について質疑があり、市からは「当初は既存アリーナとの相乗効果を見据え、その補完施設として周辺の場所ありきで整備を検討してきた。その後、既存アリーナではできなかった器械体操の公式大会が開催できる施設を建設すべきという議論を経て、体操競技関係者や日本体操協会との協議やアドバイスを受ける中で、体操競技をまちに根差すため、市として整備内容を見直すことを決定した」との答弁がありました。

○アリーナの整備内容が示される

平成29年市議会6月定例会の文教経済常任委員会において、市からは「（仮称）上越大潟体操アリーナの総事業費が23億円か

ら26億円程度と示され、東京五輪の前年の竣工を目指して国内有数の体操専用施設として必要な機能を揃えること及び体操を通じて市民のさまざまな活動を支援することができるよう取り組んでいく」との説明がなされました。

また、同年9月定例会の文教経済常任委員会の審査では、大潟区に建設する理由について市から「大潟区における体操競技の指導者の存在と体操の普及に向けた地域性とこれまでの歴史、また既存の大潟体操アリーナの練習や合宿、大会開催時による相乗効果、交通の便がいい立地という条件を考慮した」との答弁がありました。

○一般質問で熱い論戦交わす

（仮称）上越市体操アリーナの建設を巡っては、施設の規模や場所、建設費等について、3人の議員が議会の一般質問において計5回にわたり熱い論戦を交わしました。

○地域協議会等への説明と諮問

（仮称）上越市体操アリーナの建設事業概要や計画及び事業変更については、議会はもちろんのこと、その都度大潟区地域協議会と大潟区町内会長連絡協議会に丁寧な説明が行われています。

設置については、平成29年7月に大潟区地域協議会へ諮問され、最終的にこれを適当と認める答申がなされました。



●上越市議会 本山正人議員

「観光対応型の雪中貯蔵施設

ユキノハコ」

当市は冬季間に記録的な積雪を観測する全国的にも指折りの豪雪地帯です。そうした特性を生かして、古くより「雪室」という技術を生み出し、農産物や食品などの保存や熟成に活用してきました。

その中でも安塚区樽田の「雪中貯蔵施設」は、旧安塚町時代の平成5年3月に国の補助金を活用して建設され、後に整備された雪だるま物産館などで販売される農産物の保管場所や、雪国の文化・知恵の発信拠点としての役割を担い、都市部の住民との交流を促進するなど、旧安塚町時代を象徴する雪室となりました。

合併後の平成29年度には、「当該地域への誘客を図り、更なる賑わい創出と地域住民の所得向上を目指し、地方創生拠点整備交付金を活用して観光対応型に改修するための」の工事が進められていましたが、改修工事中に不慮の火災が発生し、平成29年12月12日に竣工目前にして全焼しました。

市では、新たな雪中貯蔵施設の整備に取り組むにあたり、今一度原点に立ち返り、

整備方針を一から検討することになりました。

「整備目的」、「整備する機能」、「整備位置」、「整備規模・構造」、「事業費と財源」などについて全庁的に議論され、加えて、雪室利用者へのヒアリングや、雪室整備に知見のある有識者からの助言も得て、整備方針の熟度を高め、基本構想をまとめました。

整備の基本方針は、平成29年2月に策定した地域再生計画『雪室・利雪による地域産業イノベーション』を踏まえ、「観光対応型に配慮した整備を行うことで、地域としての知名度と魅力の向上を図り、交流人口の拡大を進めるほか、雪室貯蔵のメリット等、コメを始めとする農産物等の高付加価値やブランド化につなげ、営農条件が不利な中山間地域の所得向上を図ることで、農村地域の活性化を目指す」とされました。また、施設の愛称を一般公募し、親しみあふれる施設を目指しました。ここで、採用された方の愛称に込めた思いを紹介したいと思います。



【施設の愛称】

劇場やライブ会場などを「箱」と呼ぶところからアイデアを得ました。

貯蔵施設としての雪で囲われた箱のイメージと、雪室の知恵や知識が詰まった箱、訪れる人が体感できる交流の場としての箱。雪室の魅力を感じられる宝箱のような場所になるといいなという思いを込め「ユキノハコ」としました。

このようにして整備された雪室ですが、実際に利用する地元団体の声も紹介したいと思います。

●地元利用者団体の声

農業生産条件が不利な中山間地域は、概して農業所得が低く、平場並み、あるいは平場以上に農業所得の確保を図るためには、首位作物である米に付加価値を付ける取組が不可欠です。安塚区に新たな雪中貯蔵施設を建設するにあたり、農業所得の向上を目的に、安塚の自然を生かし、地域農業者の知恵と技術を結集した新たな地域ブランド米の商品化を目指します。

全国のブランド米を見渡せば、高品質でかつ特徴あるものが消費者や需要支持者から支持される傾向にあることから、風光明媚な棚田と日本屈指の豪雪地帯を売りにした、魅力溢れる雪国の新たなブランドを指します。

また、中山間地域では、農家の高齢化、過疎化が進むにつれて農業生産はもとより生活の維持に至るまで、様々な支障が生じています。農村の過疎化の要因のひとつは、農業の衰退があげられ、他産業並みの所得

の確保が出来れば、農業後継者の確保も出ていたかもしれません。

全国には首都圏から過疎地域等の条件不利地域に、生活の拠点を移す例も聞かれます。地域ブランドや地場産品の開発・販売・観光・PR等の地域おこしの支援や農業への従事、あるいは住民の生活支援を行いながら、この地域に若者移住者を呼び込む、一助に繋がればと期待します。



最後に、議会における議論にも触れておきたいと思います。

議会では平成31年3月定例会において、平成29年12月の焼失前の計画から全く異なる再建計画となったことについて、一般質問がありました。

焼失前の施設には、雪解け冷水を活用して隣接する物産館等への冷水循環式雪冷房が設置してありましたが、再建計画からは雪冷房設備が除かれていました。

なぜ今回の再建時に雪冷房を行わないのかとの質問に対し、雪中貯蔵機能と雪冷房機能をあわせ持つ雪室は、雪室本来の低温貯蔵機能を低下させてしまう欠点があること、また、別途雪冷房専用の雪室を建設する場合は1億円を超える費用を要すること、更に、個別に設置する冷房専用エアコンに比べてランニングコストが大幅に増加することから、施設の実施設設計においても雪冷房機能は付加しないとの回答がありました。いずれにしても、今後も観光対応型の雪中貯蔵施設であるユキノハコの動向を注視していきたいと思えます。

『念ずれば通ず』
 県立謙信公武道館誘致の道程

● 前上越市議会議員

上越武道連盟会長 永島義雄氏

今から12年前、私は上越市相撲連盟の会長を務めていました。その関係で新潟県内の武道団体から、『県立武道館』の建設を求める声が上がりがつつあることを知りました。また、中下越の各市の団体が県に対し誘致運動を始め、各市の首長も陳情の動きを見せ始めていました。

私は平成22年3月の一般質問で、「上越市は古来、交通の要衝であり、現在も北陸道と上信越道の結節点である。北越北線を通じて首都圏ともつながっている。今後は上越魚沼高規格道路や北陸新幹線の開業も控えており、交通の利便性はさらに向上する。しかも当市は、武士道精神の祖とも言えるべき上杉謙信公生誕の地である。こうしたことに鑑みれば、武道館の建設立地に最もふさわしいことはあきらかで、市として積極的に誘致すべきである。誘致が叶えば、日本の伝統文化である武道を通して青少年

の健全育成に資するばかりでなく、交流人口の増加や大きな経済効果も期待できる。」と、積極的な誘致を訴え、市長の考えを問いました。しかし市長は、リージョンプラザ等の既存施設があることや厳しい財政状況等から、誘致には消極的でした。

そこで私は、県や市を説得するには多くの市民の声が必要だと考え、武道の各団体を結集した『上越武道連盟』を立ち上げました。また、平成23年には実に四万七千八百筆もの署名を集め、知事と市長に陳情しました。周辺自治体の首長や県議、商工団体とも連携しながら、誘致活動を夢中で行いました。知事が来越の折には、『県立武道館を上越に』のプラカードを掲げ猛アピールしました。市と武道連盟との共催で総決起大会も行い、オール上越パワーで誘致を訴え続けました。

こうした活動が実を結び、市からも土地を提供いただき、ようやく建設の運びとなりました。武道館の規模も当初は中規模でしたが、度重なる陳情の結果、大規模になりました。名称も謙信公のお名前がつくことが叶い、シンボルとも言える謙信公の銅像の設置も、民間企業の御寄付により実現しました。

議会での一般質問から10年目。令和元年12月1日、日本海側最大規模の武道の殿堂がついにオープンしました。国・県・市の協力と地元住民の皆様に、心より感謝を申し上げます。

『念ずれば通ず』。地域の未来のために力を合わせた皆様の思いが実を結んだものと思います。

本施設が地域のため、とりわけ未来を担う子どもたちのために、日本人の精神の礎である礼節と、強靱な心身を鍛える武道教育の場として、その機能を最大限に発揮することを望んでやみません。



武道団体の猛アピールで誘致に弾み



上越市議会五十年史

保倉川放水路の整備で水害抑制を

保倉川放水路整備に向けた歴史

平成7年7月11日。

観測史上2番目、昭和19年に次ぐ大雨が保倉川の流域に降りそそぎました。

濁流は堤防を超え、保倉川の流域は大洪水に見舞われました。そして家屋など2000戸以上が浸水し、住民が緊急避難するなど甚大な被害をもたらしたのでした。この被害を受け、国は平成8年8月に保倉川放水路のルート案を公表しました。



そして平成13年3月には国の主導で関係自治体の長や学識経験者等による関川流域委員会が設置され、放水路計画について意見交換や現地視察が行われています。

また、平成21年3月には、保倉川放水路計画が明記された「関川水系河川整備計画」が策定されました。同計画における保倉川放水路の基本的な考え方は、以下のとおりです。

- 1 放水路の線形は、洪水の疎通しやすさ、経済性、施工性等より、可能な限り直線とするとともに、海への出口は、河口維持等のため海岸線と直角となるようにする。
- 2 放水路の日本海への出口としては、直江津港荒浜ふ頭地区公有水面埋立事業と上越地域海岸緊急整備事業と調整し、夷浜地先とする。
- 3 保倉川右岸地域における、県営南部産業団地事業、県営圃場整備事業、頸城村（現上越市）南川住宅団地造成事業等に対する影響を考慮し、産業団地と圃場整備事業の境界付近を通るルートとする。

平成27年5月、関川・保倉川治水対策検討部会が設立され、「関川水系河川整備計画」の再点検が開始されました。

そしてその結果、平成29年7月の関川流域委員会において、保倉川流域の治水対策は、放水路案が最適と判断されました。そこで国は、放水路の概ねの位置である「概略ルート帯」の検討を始めました。

その後、国は幅約1kmの「概略ルート帯」を公表し、平成31年1月から2月にかけて地元説明会を実施しました。そしてその後、現地調査やボーリング調査、環境調査が行われました。

令和2年12月に行われた関川流域委員会では、国から示された幅約200mの概略ルート2案の中から、流域西側を通る「西側ルート」が優位と判断されました。

そこで国では、地元説明会や意見募集を実施し、令和3年3月の関川流域委員会において住民意見等が報告されました。報告では、西側ルートの優位性を改めるような意見がなかったことから、委員会の意見を踏まえて、国が概略ルートを決定しました。

今後は、この決定された概略ルートについてさらに調査を進めながら、河川整備計画の変更に向けて進んでいくこととなります。



保倉川放水路の概略ルート決定に至るまでには、地元との協議においてさまざまな紆余曲折がありました。

ここでは、地元議員である波多野一夫副議長と大島洋一議員にその経過と詳細について聴きました。

地域住民と放水路整備

「7・11水害」を受け、八千浦地区町内会長協議会は市長に対して保倉川放水路の整備を申し入れました。

国は、平成8年8月に放水路の整備を公表し、上越市八千浦小学校と頸城村（当時）南川小学校で地元説明会を開催しました。

このうち、八千浦小学校の説明会には500名もの住民が集まり、関心の高さがうかがえました。しかし、会場にはあたかも放水路のルートが決定したかのような地図が掲示され、この唐突な展開に住民からは不満の声が上がりました。

住民説明会が行われた翌月には、「保倉川放水路白紙撤回を求める会（会長 大島和重氏）」が発足し、放水路の整備反対と白紙撤回を訴える巨大看板が9か所に設置

されました。

翌10月には、上越市長に対して1028名にもぼる整備反対の署名が、そして建設省高田工事事務所長に対しては「地域の強い絆を分断する放水路は到底容認できない」とする建設反対の陳情書が提出されました。

また、頸城村においても、「保倉川放水路を考える会（会長 大越隆義氏）」が頸城村長に対して、国のルート案に反対する旨の申入書を提出しました。

平成9年5月には河川法が改正され、沿川住民の意見を聴きながら河川整備計画を定めることが義務付けられました。

その後、平成の大合併を経て上越市と頸城村が一つの自治体となり3年近くが経過した平成19年10月、国土交通省高田河川国道事務所は放水路ルート概略図を盛り込んだ関川水系河川整備計画原案を公表しました。

そして、翌年には合併前の上越市、そして頸城区において、関川水系河川整備計画原案に関する地元説明会が開催されましたが、放水路による町内の分断に反対する声や、開催の遅さを非難する声などが多数あり、頸城区下三分一に放水路絶対反対を訴

える鉄塔が2基設置されるなど、整備計画は膠着状態に陥りました。

この関川水系河川整備計画原案に対しては、問題点を指摘する意見書も提出されました。意見書には多数の意見が盛り込まれましたが、主要なものは以下の2点でした。

1 流域住民の懸念や要望に対する具体的な回答を提供できないために、十分な合意が得られていない。

2 保倉川放水路計画が最初に出されたから10年余りの経緯を振り返り、流域住民が十分に納得する枠組み作りを強く要望する。

また、平成21年3月定例会、平成27年6月定例会の一般質問では、波多野議員が保倉川放水路整備について以下の質問を行い、行政の姿勢に対する地元の根強い不信感を代弁しました。

○平成8年にルート案が示されたが、地元へはあたかもルートが決まったかのような説明であった。

○関川水系の河川整備計画策定に向けた原案説明会が、地元住民には後手に回って

しまった。

○関川流域委員会が7年ぶりに開かれ、「関川・保倉川治水対策検討部会」が設置されたが、なぜこの段階で設置されたのか。

○今後、地域の合意形成に向けて、どのように取り組むのか。

しかし、平成20年代後半になると、毎年のように台風や大雨による水害が続き、「水害対策を急ぐべし」との声も強くなってきました。

議会としても、気候変動による災害の多発は危惧しており、すでに平成20年12月定例会において「保倉川放水路の整備促進に関する決議」を行い、放水路整備の必要性自体は認めてきました。

こうした中、市では平成22年10月、保倉川放水路を含む大型プロジェクト推進の責任者として野口副市長を任命し、地元との話し合いを重ねてきました。

平成29年11月には、八千浦区地域協議会において関川・保倉川治水対策の現状について地元説明会が行われました。ここでは、これまでの手続きの不手際や、計画遂行に長期間要していることに対する経緯などが

説明され、放水路の位置は今後、複数の案から絞り込まれて行くことが説明されました。

平成31年に行われた地元説明会では、関係者からこれまでの経緯や今後の課題の説明、現地調査のお願いがあり、質疑応答の後、現地調査の受け入れが了承されました。その後、3月には夷浜町内に最後に残っていた巨大看板2枚が撤去されました。

令和元年10月には、大島議員が委員長を務める総務常任委員会が、前年7月に発生した西日本水害で大被害を受けた岡山県倉敷市真備町を視察し、保倉川流域に類似する状況を調査しました。

同年12月定例会で行われた一般質問において、大島議員は「上越市では決してこのような災害を起こしてはならない」と、市の早急な対策を訴えました。

そして令和2年10月、頸城区下三分一の放水路絶対反対を訴える鉄塔は撤去され、令和3年3月30日、関川流域委員会はいかに保倉川放水路の概略ルートを決定するに至ったのです。

さて、議会では平成20年8月、有志の議員による「保倉川放水路整備促進議員連盟（会長 古澤弘）」を設立し、放水路の整備に向けて活動してきました。

長年、当該活動に携わってきた飯塚義隆議長に活動の概要等を聴きました。

保倉川放水路整備促進議員連盟の活動について

平成7年の「7・11水害」を契機に、平成8年8月、国は保倉川流域の抜本的な治水対策として、保倉川放水路の整備のためのルート案を公表しました。

しかし、この放水路計画については、ルートが町内を分断する上に、先祖代々の土地の提供を求められることに対し、流域の住民から強い反対の意向が示されました。一方で、近年の異常気象に伴う集中豪雨等による災害発生の状況を鑑みると、洪水から市民の生命財産を守り、また主要企業が集積している流域の産業基盤の安定化のためには、放水路整備による治水対策が必要不可欠であることも確かであり、早期の事業促進も求められました。

こうした中、放水路事業を促進するため、

日付	活動内容
平成20年8月	上越市議会議員の有志が保倉川放水路整備促進議員連盟を設立
平成20年12月	保倉川放水路整備促進議員連盟が「関川水系河川整備」について勉強会を実施
平成27年6月	保倉川放水路整備促進議員連盟が「関川水系河川整備計画の再点検」について、高田河川国道事務所から説明を受ける。
平成28年11月	上越市議会議員が「関川・保倉川の治水対策」について勉強会を実施
平成30年10月	保倉川放水路整備促進議員連盟が「福島潟放水路」「大河津分水路」を視察
令和2年9月	保倉川放水路整備促進議員連盟が「関川・保倉川の治水対策」について勉強会を実施
令和2年10月	保倉川放水路整備促進議員連盟が国土交通省北陸地方整備局高田河川国道事務所に「保倉川放水路整備の早期着手」について要望書を提出
令和3年11月	保倉川放水路整備促進議員連盟が現地視察



議員連盟による現地視察

平成20年8月には多くの議員有志が「保倉川放水路整備促進議員連盟」を、また同年11月には流域町内会と企業等を中心とした「保倉川放水路建設促進期成同盟会」が設立され、早期の整備促進を訴えてきました。議員連盟では、保倉川流域の現状と課題の把握、国の関川水系河川整備計画の検証をはじめ、「福島潟放水路」や「大河津分水路」等の現地視察と併せ、市長に対する放水路整備促進への取り組みの強化と、国・県に対する要望活動を行ってきました。こうした活動が実を結び、現在、国ではボーリング調査や環境調査を実施しています。

今後、放水路建設により失われる機能の補完や地域コミュニティーの確保等に流域住民の意見が反映されるよう、議会としてもまちづくりに取り組んでいきたいと思えます。

文責 鈴木めぐみ



国土交通省高田河川国道事務所長に早期着手を要望

水害状況写真

■平成29年10月23日 台風21号 (港町2丁目・春日新田2丁目周辺)



■平成30年8月28日 大雨 (下源入周辺)



■令和元年10月12日 台風19号 (港町2丁目・上五貫野周辺)



保倉川放水路整備の早期着手について

関川水系の河川はこれまでも度々大きな水害に見舞われており、とりわけ平成7年7月に発生した未曾有の出水では、流域全体にわたって甚大な被害を受けました。

これまで、国・県から激特事業などの改修事業を進めていただき、氾濫被害の軽減策が講じられてきましたが、未だ保倉川では十分な治水安全度が確保されていないため、毎年のように台風や集中豪雨による浸水被害が発生する状況となっております。

保倉川下流域では、国道8号や国道18号などの交通網が整備され、宅地開発が進むとともに、大規模な工場や事業所が集積する市の重要な生産拠点でもあることから、地域住民の生命・財産を守るとともに、市の経済活動や今後の発展のためにも、抜本的な治水対策である保倉川放水路整備の早期着手について要望します。

令和2年10月27日

保倉川放水路整備促進議員連盟
会長 江口 修一

小木直江津航路の維持に向けて
「あかね」就航から売却まで

平成20年1月、佐渡汽船、北陸信越運輸局、新潟県、佐渡市、上越市の関係5者による合意がなされた。

その合意の内容は、小木直江津航路について、「当面1隻体制で運航、北陸新幹線開業時2隻体制への復帰を目指す」とするものであった。

この合意から5年余りを経た平成25年7月、カタマラン（双胴船）の導入が決定し、平成27年4月、皆が待ち望んだカーフェリー「あかね」が就航した。

しかし、そうした期待にも関わらず、輸送量の減少には歯止めがからず、北陸新幹線開業の相乗効果も見られなかった。また、カタマランの揺れによる船酔いも敬遠され、従来のカーフェリーよりも経費（修繕費・燃料費）がかかったこともあり、「あかね」は佐渡汽船の経営を圧迫していった。

令和元年には、年間10億近い赤字を計上し、令和2年8月、佐渡汽船は小木直江津航路をカーフェリーからジェットフォイル

に切り替える方針を打ち出したのであった。そして令和3年7月、ついに「あかね」は売却されることになった。

この間、議会においても、本会議、委員会を問わず多くの質問がなされ、所管事務調査も行われてきた。

また、令和3年9月議会においては、理事者側が提出した佐渡汽船の経営改善のための補正予算に対して附帯決議を行うなど、議会としてこの問題に積極的に関与してきた。

附帯決議では、「極めて厳しい経営状況にある佐渡汽船株式会社のため、関係機関との連携の中で小木直江津航路の利用促進と佐渡汽船株式会社の経営改善の取組を支援することは、その必要性を認める」としつつも、「過去において支援を行ってきたにもかかわらず、今回、再びこのような事態を招いていることは、コロナ禍の影響を加味しても市民の理解を得ることは難しい。さらに、現在就航しているジェットフォイルは旅客輸送のみであり、貨物輸送やマイカーを利用した観光に対応することが出来ず、利用状況は極めて厳しい状態にある。これらは過去の議会においても議論されており、今回、更なる支援に

至ったことについてはその経過や将来の効果を含めて不透明な部分は否めない。今後、上越市としても一層の経営改善状況の精査を行い、小木直江津航路の維持と発展に向け適切な方向性を得られるように一層の努力をすべき」としている。

こうした中、令和4年2月には、佐渡汽船が「みちのりホールディングス」の出資を受け、その子会社となる方針が示された。議会としては小木直江津航路の動向により一層注意を払い、直江津港の発展に資するよう努力していきたいと考えている。

文責 江口修一



上越市議会五十年史

COVID-19

）新型コロナウイルスの脅威に対応を（

新型コロナウイルス 発生から拡大までの経緯と現状

令和元年12月、中国・武漢市において原因不明の肺炎患者が確認された。

明けて令和2年の1月早々、厚生労働省は注意喚起を行い、WHOも「新型コロナウイルスの可能性が否定できない」とのコメントを発表している。世界が状況を注視する中、1月14日にはWHOが新型コロナウイルスを確認し、翌15日には国内初の感染者（武漢市から帰国した中国籍の男性）が確認された。時期を同じくして、米国や韓国でも初の感染者が報告されている。

感染拡大防止のため武漢市が封鎖されるも、WHOはまだ「国際的な緊急事態にはあたらない」としていた。28日、政府は新型コロナウイルスによる感染症を「指定感染症」に指定。30日には「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置した。さらに31日には、政府が中国湖北省に滞在歴のある外国人の入国拒否を決定するも、当初は海外からの入国制限等は行われておらず、その後の感染拡大につながったとする見方もある。

また、「帰国者・接触者外来」の設置をはじめとする各種体制も徐々に整えられはじめたが、そうした中、2月3日には乗客の感染が確認されたクルーズ船が横浜港に入港し、政府はその対応にも追われることになった。

2月に入ると感染者は徐々に増加傾向を辿り、13日には国内初の死亡例が確認された。散発的なクラスターの発生や市中感染も確認されるようになり、2月27日には当時の安倍首相が、全国小中学校の一斉休校を要請。翌28日には「北海道緊急事態宣言」が発出された。

そして3月、WHOは新型コロナウイルス感染症について「パンデミック（世界的大流行）」の状態にあるとした。13日には、新型コロナウイルス対策特別措置法が改正され、諸対策の根拠となる。この頃から首都圏を中心に関東圏や関西圏で感染者が増加傾向になり、往来や外出の自粛が要請されたが、感染者数の決定的な減少には至らなかった。

4月7日、政府は7都府県を対象に緊急事態宣言を發出し、16日には全都道府県に拡大された。また、「3密の回避」をはじめ「行動の変容」「人流の8割減」「不要不

急の外出自粛」「テレワークの導入」等が提言され、5月には「新しい生活様式」例が専門家会議から示された。

その後、緊急事態宣言は一旦解除されたものの、感染者数は第2波、第3波と増減を繰り返し、各方面に暗い影を落としている。

まずは医療。首都圏等、特に感染者が多い地域において医療提供体制や病床の逼迫が継続しており、在宅療養者への対応も課題とされている。

経済にも大きな打撃を与え、特に飲食業とその関連事業者等に影響が大きい。新型コロナウイルスの影響で生活困窮に陥ってしまった方々への支援が課題となっている。

長期休業を余儀なくされた、教育にも大きな影響があった。各学校は休業中の対応や、休業後の時数確保、そして児童生徒を感染から守るための環境整備等に腐心した。

現在はワクチン接種も進み、人々は「ウィズコロナ」「アフターコロナ」に向けて歩みを進めつつあるものの、新たな変異株による感染再拡大等、未だ収束の見通しは立っていない。

新型コロナウイルス感染拡大に対する 当市及び議会の対応

国内における感染の拡大を受け、上越市は令和2年2月26日に、副市長を本部長とする「新型コロナウイルス感染症警戒本部」を設置し、同日第1回の会議を開催した。

同29日に県内初の感染者が確認されたことに伴い、「警戒本部」から市長を本部長とする「対策本部」に移行。令和3年8月までに11回の会議を開催し、様々な対応にあたってきた。また、担当部署ごとにも情報収集や意見交換の場を設け、国や県及び保健所等関係機関と連携しながら臨機且つきめ細かな対策に活かした。

経済分野では、感染拡大により打撃を受けた事業者への支援が急がれた。収入の減少等により生活に大きな支障を来している方々への給付金を速やかに届けることも急務であった。市は、県や国と連携しながら、且つ市独自の支援策も盛り込みながら対応。支援に関するワンストップ窓口も設け、支援を求める方々が気軽に相談ができるよう体制を整えた。

教育分野では、長期休業や分散登校への対応、学校での感染拡大防止に力が注がれ、児童生徒の健康を守るための対策が取られた。また、これに呼応して、GIGAスクール構想の実質化も1年前倒しで進められることとなった。

医療福祉分野では、感染拡大防止と感染者への速やかな対応のために「健康相談窓口（コールセンター）」を設置し、上越保健所と連携して対策にあっている。

ワクチン接種については、令和3年1月20日に「新型コロナウイルスワクチン接種室」を開設し準備にあたった。他の多くの自治体が住民からの予約に基づいて集団接種を行ったのに対し、上越市は日時と会場を指定して、市民ひとりひとりに通知する方法をとった。これが後に「上越モデル」とよばれる先駆的な方法となり、非常にスムーズに接種が進み、全国的に注目をされるようになる。

これは画期的な発想と、市民と行政との信頼関係により為し得たことであり、大いに誇るべきことである。

8月には第1回の「上越市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」が開催され、これまでの対策の検証と今後の方針が話し

合われた。10月には第2回目が行われている。

令和2年は議会の改選時期にあたり、緊急事態宣言下での選挙戦となったが、議会においても新型コロナウイルスに対して迅速な対応が求められた。改選後すぐに臨時議会が前倒しで招集され、臨機の対応ができるよう体制が整えられた。また、「新型コロナウイルス調査対策特別委員会」が設置され、詳細は後の稿に譲るが、令和3年6月までに5回の提言を行う等、活発な活動を継続している。加えて、議員個人や地域の議員同士が協力して地域の声を聞き、また関係する様々な業界の生の声を聞き、提言に活かし、行政に働きかけを行っている。

ワクチン接種のスムーズな進行や各方面の対策により光が差してきたように見えるも、オミクロン株の感染拡大により、まだまだ先行きは不透明である。上越市民の安全と安心の確保、そしてコロナ禍の克服に向けて市民の声を聞き、諸施策の質を上げていくための「議事機関」としての機能を十二分に発揮すべく、議会としての取組が今後も求められる。

議会では新型コロナウイルス調査対策特別委員会を設置し、市長に提言を行うなど、積極的に活動している。

同委員会の石田委員長に活動の概要を聞いた。

●上越市議会 石田裕一委員長

「新型コロナウイルスに迅速な対応を」

令和2年に入り「新型コロナウイルス」という目に見えない感染症で、私達の生活は一変してしまいました。

その令和2年の春、上越市議会は改選を迎えました。第13期上越市議会議員選挙が新型コロナウイルス感染拡大の中で行われ、新しい議員32名が誕生しました。改選で新しいメンバーに替わり、まず最優先で取り組まなければならないと動いたのが「新型コロナウイルス調査対策特別委員会」の設置でした。この未曾有の感染症対策に上越市議会として一致して臨む必要があると考えたからです。

新型コロナウイルスは全世界で猛威を振るい、それは日本においても同様でした。上越市民も苦しい生活を強いられています。こうした市民の生活を守るため、議会

としても早急に対応する必要があるとの認識のもと、全議員の総意で特別委員会が設置されました。

特別委員会の委員長に選出された私は、市民の困っている声を聴き、多岐にわたる課題にスピード感をもって取り組む必要を感じていました。そして上越市が一日でも早く通常の生活に戻れるようにと、委員と思いをひとつにし、連携して活動してきました。

当初、特別委員会は13名で構成され、これまでになく多くの委員数でした。これは少しでも多くの議員の意見と知恵を委員会の審査に反映させようとしたためで、特例的なものでした。委員会ではスピーディーな提言につなげるため、部会制を取りました。「経済部会」、「医療福祉部会」、「教育部会」の三つの部会に委員を振り分け、当該分野における課題を洗い出してもらいました。また、部会ごとに関係団体等との意見交換会を実施し、今何が必要かについて、提言事項を抽出、精査していきました。そして各々の部会から提出された提言内容について、委員会で委員間討議を重ねながら提言書にまとめていきました。

令和3年6月までに委員会では5回の提

言を行い、議長を通じて市長に提言書を提出してきました。

委員会としてはこれからも、新型コロナウイルス対策のため、時宜をとらえた適切な対応をとっていきたいと考えています。



13人の委員で開催した特別委員会 令和2年5月12日



令和2年7月には医療福祉部会で意見交換会を開催

さて、市ではこうした議会の活動も受けてか、「新型コロナウイルス感染症対策」として多くの事業を行ってきました。令和2年度だけでも13回もの補正予算を組んでいます。市では財政調整基金を活用しながらスピード感をもって事業を行っており、委員会としても事業が適切に執行されているか、しっかりとチェック機能を果たしていきたいと思えます。

ところで、当市の新型コロナウイルスワークシンの接種方式は、いわゆる「上越方式」として全国から高評価を受けています。接種が順調に進んだことは高く評価しており、この先、感染症が収束していくことを強く望みますが、まだまだ「新しい生活様式」を続けていくことが大切です。

【新しい生活様式の主な実践例】

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けよう。
- 会話をするとき、間隔が十分とれない場合は、マスクをしよう。
- こまめに手洗い、手指消毒をしよう。
- こまめに換気をしよう。
- 毎朝の体温測定、体調チェックをしよう。

新潟県では令和3年9月3日から16日まで「特別警報」を発令しています。これに合わせて上越市も独自で公の施設の臨時休館、部活動や学校体育施設の開放の休止を行い、また、飲食店等への営業時間短縮の要請を実施し、その協力店に対して速やかに支援を行うなど対応してきました。ワクチン接種も進んでいます。今後も

この「新しい生活様式」を続けていくことで、あらゆる世代の皆様が、安心して暮らしていけるよう注意深く見守っていききたいと思えます。

最後に、これまでコロナ禍の中で、お祭りや各イベント等の事業が中止になり、地域での人と人との関わりがなくなっているのが心配されます。あわせて厳しい経営状況にある第三セクターや指定管理者、一般中小企業者等の経営改善にむけて、どう支援していくか、これからの地域と企業にどう寄り添っていくかが今後の課題になります。

「新型コロナウイルス調査対策特別委員会」の活動は上越市議会にとっても大きな役割を担っていると考えています。

今後もオール上越市議会で「新型コロナウイルス」の収束を願い、様々な課題に取り組んでいきます。

新型コロナウイルスにより私たちの日常は大きく変わりました。影響は多岐に渡り、現在も多くの方が辛い思いをされています。市議会はそうした方々にしっかりと寄り添いながら、社会活動や経済活動を取り戻していけるよう活動を続けてまいります。

文責 高橋浩輔

1 回目

令和2年5月18日

上越市長 村山 秀幸 様
上越市議会議長 飯塚 義隆

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言書

新型コロナウイルス感染症が世界各国で猛威を振るう中、5月14日に政府は、新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言について、新潟県を含む39県の解除を決定した。このように日々刻々と変化する状況において、市としては、国の対策・方針を基に県とともに緊急事態に適宜取り組んでいるところであるが、市議会においても、市民を代表する立場からあらゆる知恵を絞りながら、この難局を乗り越えていく必要がある。

このような中、市長は、適時、市民へメッセージを発信しながら取組を進めてきたが、更なる拡充が必要となってきている。

については、感染予防と地域経済活性化の両立の観点から、市議会として下記のとおり緊急提言する。

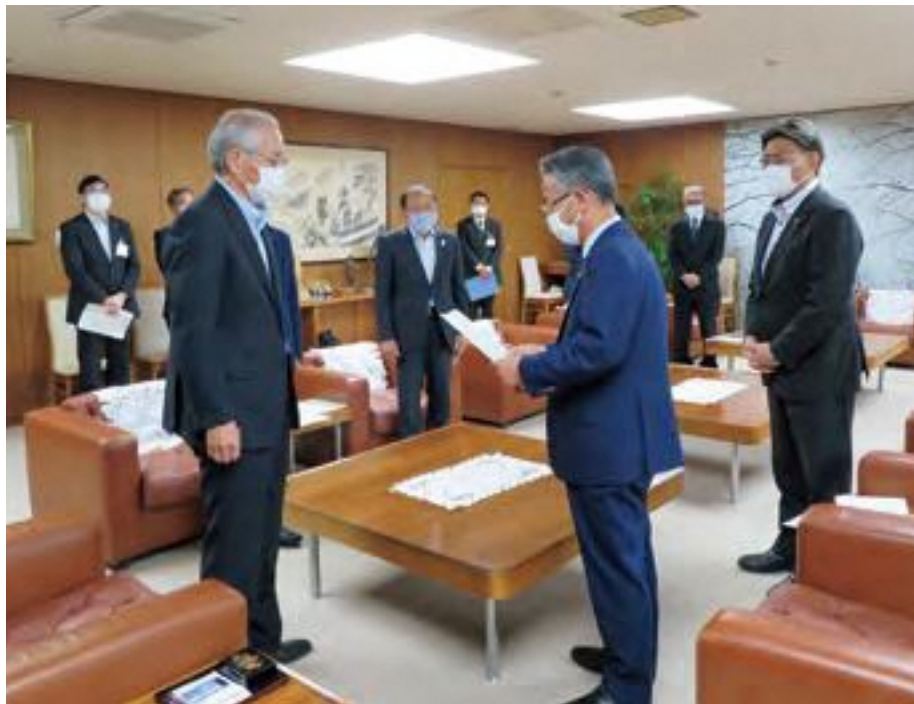
記

1 各種支援制度のワンストップ相談窓口の設置
特別定額給付金を始め、持続化給付金や雇用調整助成金などを利用する上での書類作成等の支援が必要な市民や市内事業者が容易に手続できるよう、市役所や出先機関で様々な相談を受け付けるために、専門家も配置したワンストップ相談窓口を設置すること。

2 固定費の負担軽減への支援（固定資産税、公共料金等の減免）及び各種給付金や助成金の増額・給付期間延長等
深刻な影響を受けている市民や市内事業者の固定費の負担軽減を支援するため、固定資産税や公共料金などを減免するほか、市独自の各種給付金及び助成金の増額・上乗せや給付期間延長を行うなど拡充を図ること。

3 出口戦略の構築（PCR検査等実施体制の充実）
今後、新たな日常を取り戻していくためには、出口戦略の構築が必要となる。そのためにも市内感染の状況を確実に把握することが重要であることから、感染情報の市民への的確な提供や市独自のPCR検査、抗原検査などの検査体制の充実に向け、民間医療機関などの活用を進めるとともに、国、県等へ強く働きかけること。

なお、市の財政調整基金を活用するなど、様々な工夫を図りながら、これらの取組をよりスピーディーに進めることを求める。



議長が市長へ緊急提言書を提出
令和2年5月18日

2 回目

<p style="text-align: center;">令和2年7月9日</p> <p>上越市長 村山 秀幸 様</p> <p style="text-align: right;">上越市議会議長 飯塚 義隆</p> <p style="text-align: center;">新型コロナウイルス感染症対策に関する提言書</p> <p>当市議会では、新型コロナウイルス感染症への対策を緊急的に行う必要があることから、5月18日に市民や事業者の声を基に、ワンストップ相談窓口の設置や固定費の負担軽減への支援などを求める緊急提言書を取りまとめたところである。</p> <p>その後、市においては、総合相談窓口の設置や補正予算による各種生活支援・経済支援の拡充等に取り組んでいるところであるが、市民や事業者からは依然として切実な声が寄せられている。</p> <p>ついでには、新型コロナウイルス感染症拡大による影響が大きい「経済」「医療福祉」「教育」の三つの観点から、下記のとおり提言する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 経済</p> <p>(1) 経済支援策の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模事業者を支援する観点から、事業継続支援緊急助成金について、申請期間を延長するとともに複数回の給付を可能とすること。また、事業者応援給付金について、複数回の給付を可能とすること。 ・国の持続化給付金の対象外となる中小企業や個人事業主を対象に、市独自の給付金制度を創設すること。 ・地域商業活性化事業補助金の一般事業の補助率を引き上げるとともに、特別枠の補助対象事業の条件緩和を図ること。 <p>(2) 各種イベント再開の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツを含む各種イベントの再開に向けては、主催団体などに感染防止対策に十分配慮した開催への積極的な働きかけを行うとともに、公共施設などの利用料金の減免を図ること。 <p>(3) ふるさと納税制度を活用した地域経済活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと納税の返礼品に地域特産品を活用する期間限定の取組を行うこと。 <p>(4) 外国人就労者等への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人就労者及び留学生などの支援のため、ワンストップ相談窓口の体制を整備すること。 	<p>2 医療福祉</p> <p>(1) PCR検査体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PCR検査センターの早期設置に向け、関係機関への働きかけなどの取組を強化すること。 ・検査対象者の拡大（医療・介護施設等従事者）に向け努力すること。 <p>(2) 新型コロナウイルスとの共存を前提とした医療・福祉の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院、介護施設等における家族との面会の手法について、市として情報収集や研究をし、関係機関に助言を行うこと。また、オンラインでの面会の導入などに助成を行うこと。 ・感染症対策が原因で介護保険サービスが利用できず、利用者の出費が増える場合などについて支援を行うこと。 ・高齢者のデイサービス事業所が介護報酬を上乗せできるとした特例措置を撤回し、事業所の減収分を公費での補填とすることを国に要請すること。 ・新型コロナウイルス感染症拡大時における医療・福祉従事者の宿泊場所を早期に県と協議し、備えること。 <p>(3) 病児保育施設への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者減少による経営の悪化に対する支援を行うこと。 <p>3 教育</p> <p>(1) 学びの支援と感染拡大防止に向けた環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの教訓を踏まえ、第二波に備えて、全ての学校現場のニーズを把握し、学校保健特別対策事業費補助金に的確に反映させること。 ・新型コロナウイルス感染症対策により、通常とは異なる状況での生活を強いられ心理的ストレスを受けている子どもたちや、その子どもたちを取り巻く学校の教職員、家庭に対し、カウンセラーの増員等により十分なケアを行うこと。さらに、夏休み短縮によるカリキュラムの変更や子どもの体調管理等、教職員の負担が増えることが予想されるため、教育補助員の増員等必要な措置をとること。 ・臨時休校や感染防止により、様々な行事や活動ができなくなっている。今後の開催に向けて、開催時における感染防止のための体温計配備等の環境整備を行うなど、積極的な支援を行うこと。 ・感染拡大により、学習塾や習い事などが休業となった。新しい生活様式や、今後の第二波感染拡大を見据え、リモート指導を実施できるようにするための事業者の環境整備を支援すること。 <p>(2) 大学生等への支援の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学業継続支援給付金について、現在は本人が奨学金を受給していることが対象要件となっている。しかし、親が学資ローン組んでいたり、本人がアルバイトをするなど、経済的に困窮している学生は多いため、対象要件の緩和や支援の拡充を行うこと。 <p>なお、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するなど財源確保に努めながら、これらの取組を迅速に進めることを求める。</p>
---	---

3 回目

<p style="text-align: center;">令和2年8月7日</p> <p>上越市長 村山 秀幸 様</p> <p style="text-align: right;">上越市議会議長 飯塚 義隆</p> <p style="text-align: center;">新型コロナウイルス感染症対策に関する提言書</p> <p>当市議会では、新型コロナウイルス感染症への対策を適時的確に行う必要があることから、5月18日及び7月9日に提言書を提出したところである。</p> <p>その後も、第二波とも言える全国的な感染拡大が見られ、市民や事業者からは依然として切実な声が寄せられている。</p> <p>ついでには、新型コロナウイルス感染症拡大による影響が大きい「経済」「医療福祉」の二つの観点から、下記のとおり提言する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 経済</p> <p>(1) 感染リスクの高い業種における自主検査に対する公的補助制度の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染リスクの高い業種（医療、福祉、保育）、県外移動業種（物流、運送）、県外客対応業種（観光、コンビニ、交通など）が従業員の安心安全のために自主検査を希望する場合、その検査費用に対する公的補助を行うこと。 <p>(2) 飲食業等サービスの活性化に向けた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内飲食業者等サービスの活性化を図るため、感染防止対策を徹底している店舗等に対して、「(仮称)上越市感染防止徹底宣言ステッカー」を発行すること。 <p>(3) 小規模建設事業者への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模建設事業者への支援として、令和2年度後期にも住宅リフォーム促進事業を実施すること。 <p>(4) 新たな働き方改革に伴う地方創生への取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレワークの導入が加速している中、新たな地方移住等の需要に対応するため、「(仮称)G o T o カントリー」運動を展開し、当市がテレワークに適切であることを首都圏等に対して積極的にPRするとともに、空き家等を活用したサテライトオフィスの整備に取り組む事業者を支援すること。 	<p>2 医療福祉</p> <p>(1) 障害者に係る感染症対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者が感染した場合の対応について、本人及び家族などの不安を解消するため、家族会等の関係団体へ事前に周知すること（指定の医療機関がどこになるのか、家族が感染し、家族による支援が不可能となった場合、ショートステイを利用すると国の通知にあるがどの施設になるのか、精神科医療機関において精神疾患を有する入院患者が感染した場合の対応として、事前の連携医療機関の確保・調整等がどの程度進んでいるかなど）。 ・緊急時に障害者の特性や緊急連絡先など、必要な情報を医療機関等に伝えるための手段について、障害者、家族、相談支援員に指導や助言を行うこと。 <p>(2) 介護施設等における感染症対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護施設等においては現状でも介護職員がぎりぎりまで対応しており、感染時に不安であることから、施設利用者や職員が感染した場合のマニュアルやフローチャートの作成について必要な指導や助言を行うこと。 <p>7月から、上越市内において新型コロナウイルス感染者の数が急増している。これからお盆に入り、県境を越えて人の往来がますます活発化すると考えられることから、防災行政無線、安全メール、SNS等あらゆる手段を活用して、市民や来訪者に対し感染拡大防止のための行動をとるよう、注意喚起を行うことを求める。</p>
---	---

4 回目

令和2年12月18日

上越市長 村山 秀幸 様

上越市議会議長 飯塚 義隆

新型コロナウイルス感染症対策に関する提言書

当市議会では、新型コロナウイルス感染症への対策を適時的確に行う必要があることから、本年5月18日、7月9日及び8月7日の3回にわたり、提言書を取りまとめ提出したところである。

その後到来した第三波は今も収束の兆しが見えず、年末年始やウイルス感染症流行期に向けて感染拡大防止策を強化する必要がある一方で、それに伴う地域経済の悪化も懸念されるところである。

ついで、感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けて、下記のとおり提言する。

記

- インフルエンザ流行期における受診方法の周知**
これまで広報上越 11 月号別冊などで、症状がある場合の相談方法などについて周知しているが、県の取扱いが変更になった点などを含め、インフルエンザ流行期に向けて更に周知を強化すること。
- 子育て世帯への支援**
国の特別定額給付金の対象外となった新生児のうち、給付金の基準日（令和2年4月27日）において当該新生児に係る母子手帳の交付を受けているものについて、市として特別定額給付金を支給すること。
- 市内事業者への支援継続及び新たな補助金の創設**
以下の支援制度の継続及び補助金の創設をすること。
 (1) 「プレミアム付商品券発行事業補助金」の継続
 (2) 「事業者応援給付金」（20～50%売上減）の継続（新年度）
 (3) 「中小企業者チャレンジ応援事業補助金」の対象事業者拡充及び継続

(4) 「店舗等改装促進事業補助金」の対象業種拡充及び継続
対象として拡充すべき業種は、県内外からの人・物の流入が多い事業所等（流通業、製造業など）

(5) 「上越市企業前進応援補助金（案）」の創設
上越市企業前進応援補助金（案）
 ① 交付対象：上越市内の中小企業及び小規模事業者（上越商工会議所又は市内商工会のいずれかの会員であること。）
 ② 補助率：2/3
 ③ 補助限度額：50万円
 ④ 受付期間：令和3年2月1日～
 ⑤ 対象事業：販路開拓、新規事業展開、業務の効率化、人材育成、人材確保など（商工会議所や商工会の経営指導員からの助言を受けて申請書類などを作成）

1

4 執行率の低い補助金等の周知の徹底や制度設計の見直し
経済対策に係る各種補助金等の執行率が低いことから、事業者への周知の徹底・広報の強化はもとより、その原因を分析し、制度設計などの見直し（業種拡充・対象事業規模の拡充などを含む。）を進めること。
 (例) 店舗等改装促進事業補助金（10月31日現在執行率27.06%）
 中小企業者チャレンジ応援事業補助金（同28.04%）

2



委員長が理事へ提言書（4回目）を提出
令和2年12月18日

5 回目

令和3年6月4日

上越市長 村山 秀幸 様

上越市議会議長 飯塚 義隆

新型コロナウイルス感染症対策に関する提言書

当市議会では、新型コロナウイルス感染症への対策を適時的確に行う必要があることから、これまで4回にわたり、提言書を取りまとめ提出してきた。

このような中、直近では65歳以上の高齢者へのワクチン接種が順調に進み、また、7月中旬には64歳以下の接種が開始されるなど、さまざまな対策が進められているところである。

しかしながら、感染拡大は未だ収束の目途がたたず、市民・事業者への影響は、多岐・長期にわたっている。

ついで、感染拡大防止と社会経済活動の両立に向け、下記のとおり提言する。

記

- PCR検査費用の支援**
感染経路不明なクラスターが発生していることから、介護施設・福祉施設などの職員等に対し、市独自でPCR検査費用を支援するなど、継続的な感染防止対策を図ること。
- 生活困窮世帯及び低所得世帯への支援拡充**
生活困窮世帯などに対し支援をおこなっているフードパントリー活動団体などへ、緊急的に支援を拡充すること。
- 減収がつづく事業者への継続的支援**
減収がつづく事業者への「中小企業者チャレンジ応援事業補助金」及び「プレミアム付商品券発行支援事業」の期間延長、また「事業者経営支援金」の再支給など、継続的な支援を行うこと。

高田開府四百年と高田城址公園

平成26年（2014年）、上越市は徳川家康公の六男、松平忠輝公による高田開府（慶長19年（1614年））から数えて四百年を迎えました。

この記念すべき年に向け、上越市は平成24年12月23日に高田開府四百年祭実行委員会を立ち上げ、準備を始めました。実行委員会は3か年の事業期間を設け、1年目（平成25年度）を機運醸成の年、2年目（平成26年度）を本祭の年、3年目（平成27年度）を未来へ繋げるまとめの年と位置付けました。

また、実施事業については、「市が行う事業」、「実行委員会が行う事業」、「市民団体が行う事業」を「高田開府四百年記念事業」と位置付け、高田城が築城されたと言われている7月5日を「高田開府の日」として、前後3日間にわたり「高田開府四百年祭」を開催しました。

四百年祭は5万人を超える市民や観光客でにぎわい、参加者や市民が楽しみ、学び、次の節目の世代に繋ぐ歴史的な行事になったものと考えます。

ところで、高田開府の四百年には及びませんが、上越市議会はこのたび発足50年を迎えました。今後も1年、1年を大切にしながら、市の発展に向けて活動していきたいと思います。



さて、この高田開府四百年事業からは、思わぬ駒が飛び出すことになりました。それは、高田公園の名称についてでした。高田開府四百年祭実行委員会の植木委員長が、「高田公園」を「高田城址公園」に名称変更するための署名活動の実施を提言したのです。

これは実行委員会としての活動ではありませんでしたが、開府四百年祭の終了後の平成27年12月28日、植木委員長が市長に対し、名称変更を求める約3800人の署名を提出しました。

この活動を契機として、市議会においても、複数の議員が名称の変更を求める一般質問を行い、高田地区協議会への諮問や市民説明会等を経て、令和2年4月1日から「高田城址公園」と名称が変更されたのでした。
文責 渡邊 隆

